



ボリビア投資ガイド

2020年3月

国際協力機構（JICA） ボリビア事務所

目次

第1章 概要	2
第2章 外国投資導入政策	8
第3章 輸出入制度	12
第4章 企業形態	17
第5章 労働法規	26
第6章 税制 総論	34
第7章 税制 各論	37
第8章 二重課税防止条約	40
第9章 知的財産権の保護	41
第10章 銀行制度	43
第11章 証券取引	46
第12章 会計と会計監査	47

本ガイドは国際協力機構（JICA）ポリビア事務所が Bufete Aguirre, Quintanilla, Soria & Nishizawa 法律事務所に依頼し、作成したものです。

本ガイドの情報は2020年2月現在の情報に基づいたものであり、法令や制度等については今後、変更の可能性がございます。また、2020年5月には国政選挙が予定されており、政策についても変更の可能性がございますので、ポリビアでの投資に当たっては、法律、会計、その他の専門的なアドバイスを受けることを推奨いたします。JICA ポリビア事務所及び Bufete Aguirre, Quintanilla, Soria & Nishizawa 法律事務所は、情報を精査しておりますが、内容についていかなる保証を行うものではなく、本ガイドに記載された情報によりなされた判断による一切の行為で発生したいかなるトラブル・損失・損害に対して、責任を負いません。

第1章 概要

序文

ボリビア多民族国（Estado Plurinacional de Bolivia）、通称ボリビアは、南米大陸の中央部に位置する内陸国である。憲法上の首都はスクレだが、大統領官邸及び国会議事堂をはじめとする行政府及び立法府の主要官庁はラパスある。ボリビアには、次の9つの県が設けられている。カッコ内は県首都である。ベニ県（トリニダ）、コチャバンバ県（コチャバンバ）、チュキサカ県（スクレ）、ラパス県（ラパス）、オルロ県（オルロ）、パンド県（コビハ）、ポトシ県（ポトシ）、サンタ・クルス県（サンタ・クルス・デ・ラ・シエラ）、タリハ県（タリハ）。

1. 地理・地勢

ボリビアはグリニッジ子午線の西経 57°26'及び 69°38' と南緯 9°38'及び 22°53'の間にあり、南米大陸の中央に位置する。建国した当時は、現在の約二倍の国土を有したが、近隣諸国との相次ぐ戦争に敗れ現在は 1,098,581 平方キロメートルの国土を有する。1879 年から 1884 年にかけてチリと戦い、敗戦したことにより、太平洋への出口を失った。北西にはペルー、北及東にはブラジル、南にはパラグアイとアルゼンチン、そして南西にはチリに囲まれている。

ボリビアの地理は大きくアルティプラノ（高原地帯）、バリエ(アンデス東麓の渓谷地帯)、そして東部に広がるリャノ・オリエンタル(東部平原地帯)の3つに分けられる。

アンデス高原地帯（アルティプラーノ）

ボリビアの西側のペルーやチリと国境を接する地帯には、火山帯を含む 6,000m を超える山々も見られるアンデス山脈が走っている。南米大陸の太平洋沿いを 7,500km 以上にわたりのびるアンデス山脈は、ペルー中部で東西二つの山系（西アンデス又はオクシデンタル山脈及び東アンデス又はオリエンタル、又はレアル山脈）に分かれ、途中でアンデス中央又はセントラル山脈が発生し、1,600km ほど南下したあたりで再びひとつの山脈になっている。このアンデス山脈が二つの山系に分かれ広がっている高原地帯はアルティプラーノとも称され、最大幅約 250km、平均海拔 3,500~3,800m の平坦な高原地帯となっている。ボリビア国土の 2 割弱を占めているこのアルティプラーノは、ラパス、オルロ、ポトシの県に広がり、古くから高度な文明が栄え、また鉱物資源にも恵まれていることから、ボリビアの人口の約 40%が集まり、最も人口の集中する地域となっている。

チチカカ湖

アンデス高原地帯の中に位置し、ペルーとボリビア両国にまたがるチチカカ湖は、海拔平均 3,812m という富士山より高い場所にある淡水湖で、その面積約 8,560km² のうち約 44%がボリビア領となっている。最高水深は 280m に達するといわれている。全体に荒涼とした地であるアルティプラーノの中でこのチチカカ湖周辺だけは気候が温和で、ジャガイモやキヌア、ソラマメ等の栽培が行われている。

溪谷地帯（バリェ）

アンデス山脈の東麓には、氷河や河川に削られてできた溪谷地帯（バリェ）が広がる。このバリェの北部は、ラパス県の「ユングス」と呼ばれる高温多湿の亜熱帯気候に属する肥沃な土地で、カカオ、バナナ、オレンジ、コーヒーノキ、サトウキビ、ココなど、熱帯性作物の生産が盛んに行われている。一方、海拔 1,500~2,800mの南部は、コチャバンバ、スクレ、タリハ県、そしてサンタクルス県の西部をカバーし、気温は温暖であるが、北部のユングス地域に比べて乾燥した地域となっており、小麦等の穀物、ソラマメ、えんどう豆等の豆類の外、多種多様な果物が生産される。バリェもボリビア全土の約 2 割を占めている。

東部平原地帯（リャノ・オリエンタル）

ボリビアは、高原地帯が多いアンデスの国として紹介されることが多いが、国土の約 6 割を占めているのは、「リャノ」とも呼ばれる、東部に広がる大平原低地帯リャノ・オリエンタルである。リャノは全体として高温多湿の熱帯気候に属しているが、地域によって多少の違いが見られ、その違いからリャノをさらに、北部のアマゾン地方と南部のチャコ地方、そして中央部とに大別することもある。

熱帯雨林の原生林に覆われた北部のアマゾン地方は、第一次世界大戦時のゴムブームの時には、天然ゴムの一大生産地として活況を呈したが、ブームが去ってからは、マホガニーやキナノキを中心とした林業以外はカスタニャ(ブラジルナッツとも呼ばれる)の栽培が行われるだけで、最近まであまり開拓の手が入らなかった。なお、この地方の一部は草原・湿地帯で、一大牧牛地帯となっている。

北部とは対比的に南部のチャコ地方は、ほとんど雨の降らない乾期が存在することから、サバンナの様相を呈しており、人口密度も希薄である。アマゾン地方とチャコ地方にはさまれた中央部一帯は、亜熱帯性の気候だが、中央から南東にかけてチキタノ山塊があり、気候を少々和らげている。

近年、この東部平原地帯は、代表都市であるサンタ・クルスを中心にして著しい発展を遂げている。農牧業が大々的に行われ、米、小麦、大豆、サトウキビ、牛肉、豚肉、鶏肉、柑橘類その他様々な果樹が生産され、ボリビアの農産物の主要生産地である。

2. 歴史と政府

現在のボリビアは、1538 年にピサロに征服され、アルト・ペルーとして知られたスペインの植民地になり、ペルーの副王領地の一部として治められ、後にラ・プラタの副王領地の一部として治められていた。1809 年から 1825 年にかけての独立戦争の後、スペインから独立し、共和国として建国された

3. 政治体制

2009年に公布された憲法によると、ボリビア多民族国は大統領を元首とする立憲共和制の独立主権国家である。大統領は行政府の長として、実権を有する。国民は多民族であるが、国家は唯一不可分であり、政府は単一政府制、代議制、かつ地方分権化されている。

議会は上院と下院からなる両院制である。上院は全36議席で、各県から4名ずつ比例代表制選挙により選出される。代議院は、全130議席で、そのうち77議席は小選挙区から選出、53議席は比例代表制で選出される。

司法権は、普通裁判所、憲法裁判所及び懲戒制度を司る司法評議会からなる。裁判は三審制で、第一審は普通裁判所、第二審は高等裁判所、そして第三審は、最高裁判所に委ねられている。

4. 近年の政治情勢

ボリビアは、1960年代半ばから約20年間軍事政権が続いたが、1982年に民政移管を達成した後、民主化に向けた改革を始めた矢先に、ハイパーインフレを伴う経済危機に見舞われた。民政移管後の第一次政権は、これに対応できず、大統領の任期を1年繰り上げて、1985年に総選挙を実施した。新政権は、発足後まもなく経済危機を克服するために、自由主義的市場経済政策と税制改革を打ち出し、さらに労働法の改正を行った。その結果、インフレは奇跡的ともいえるほど早期に沈静したが、国の経済は深刻な不況に陥った。これに対して、引き続き、ボリビア政府は90年代に入ってから、基本的には、85年以來の自由主義的経済政策を守りつつ、一方では、麻薬撲滅及び貧困の克服を政府の主要政策に取り組んだ。その目的を達成するために、国営大・中企業の民営化、資本化政策等により、内外の民間資本を主要セクターに参入させ、教育改革を推進し、政治的及び経済的に地方分権化を図る大衆参加政策等の大改革を行い、ボリビアの経済活性化を図った。これらの政策はある程度の功をなしたが、市場経済化に伴う国民の負担が重なり、貧困や貧富の格差問題の悪化を背景として、先住民を中心とする反政府運動が頻発化した。

ボリビア政府は対外債務の削減を目的にIMF・世銀等の国際ドナーと対話を開始し、2000年2月に貧困削減戦略ペーパー（PRSP）の暫定版を承認。2001年2月に閣議承認された。これに基づきドナーは債務の削減を実施。日本政府も2001年2月の閣議承認を経て債務免除を行った。

2003年10月、ボリビア国民にとっては海を奪った敵国として見られているチリを通過しての対米天然ガス輸出計画の推進を機に、これに反発する先住民団体を中心とする暴動が発生し、第二次目のサンチェス・デ・ロサダ大統領は退陣に追い込まれ、北米に亡命した。副大統領から昇格したメサ大統領は、天然ガス輸出政策に関する国民投票、緊縮財政政策の実施等、各種改革に努めたが、それまでに積もっていた国民の不満は高まり、抗議行動が過激化した結果、2005年6月、メサ大統領辞任。憲法上第3位の継承権を有するロドリゲス最高裁長官が大統領に就任した。

2005年12月、大統領選を含む総選挙が前倒し実施され、エボ・モラレス社会主義運動（MAS）党候補が当選し、2006年1月に就任。ボリビア史上初の先住民出身大統領となった。

モラレス大統領は、90年代に民営化された元石油公社（YPFB）から生まれた様々な石油天然ガス関係会社、元電気通信公社（ENTEL）、元電力公社（ENDE）の再「国有化」を行った。この間石油、天然ガスの国際価格が暴騰し、鉱物を含む天然資源に関する値段が上昇したことにより、ボリビアはこれまでにない経済ブームに入る。モラレス政権は前述した政策により飛躍的に増えた国の収入をポピュリスト的な富分配政策に使用し、さらに毎年の強制的な賃金値上げ政策により一人当たり GDP を急速に上げることに成功した。

2009年1月に新憲法制定の是非を問うための国民投票が実施され、先住民の権利拡大、地方分権推進、農地改革・土地所有制限、天然資源の国家による所有等を定めた新憲法が61.43%の支持を得て、2月に公布された。これに伴い、2009年3月、国名を「ボリビア共和国」から「ボリビア多民族国」に変更した。新憲法では、大統領及び副大統領の任期は5年と定め、再選は一度のみに限り認められている。

新憲法に基づく大統領選挙・総選挙が2009年12月に実施され、モラレス大統領が64.22%の支持率を獲得し再選し、2010年1月、モラレス大統領の第二次新政権（任期5年）が発足した。2013年4月、モラレス大統領が新憲法の下で2014年大統領選挙への再立候補を可能とする内容の法案を合憲とする判断がボリビア憲法裁判所によって下され、同法案は5月に公布された。

2014年10月12日、総選挙が実施され、現職のモラレス大統領が有効投票の61.36%を獲得し当選が確定した。加えて、MAS党は上下両院でそれぞれ3分の2以上の議席を維持した。

2015年1月、モラレス大統領第三次政権が発足した。2016年2月、モラレス大統領の四選を可能とするための憲法改正の是非を問う国民投票が実施され、僅差で否決された。しかし、これを不服としたMAS党は、2017年9月、憲法裁判所に対し大統領、副大統領、国会議員、県知事等の再選禁止に係る憲法及び選挙法の条項は米州人権条約に違反するとして違憲であると申立て、同年11月、政府与党寄りの判事がコントロールする憲法裁判所は違憲申立てを認める判決を下し、大統領職ほかの無期限再選が可能となった。

2019年10月に実施された大統領選挙において、最高選挙裁判所により、モラレス大統領の再選が発表されたが、国際選挙監視団に加わった米州機構（OEA）や欧州連合（UE）などは「選挙プロセスに明らかな問題があった」として、決選投票実施を勧告したことを受け、開票手続きにおける不正の疑いを契機として、国内各地で一般国民、市民団体がゼネストを呼び掛け、道路封鎖等を含む、平和的抗議活動が激化した。モラレス大統領は、米州機構に総選挙の外部監査を依頼することによって、国民の抗議を沈静化すべく政治的操作を試みたが、14年にも及ぶモラレス政権の強権的な政治運営に嫌気を指していた国民の抗議は収まらず、同年11月10日、同大統領は辞任を表明しメキシコに亡命した。同12日、アニェス暫定大統領が就任し、13日に暫定政権が発足した。アニェス暫定大統領の政権の主要目的は国内を安定させ、早急に新総選挙を実行し、新大統領に政権を渡すことである。2020年1月の現時点では、総選挙は2020年5月3日に行われ、6月あるいは8月までには新政府が誕生する予定である。

5. 人口と言語

2017年の国勢調査によれば、ボリビアの人口は、1,121万人（ボリビア国立統計研究所）である。憲法で定められている公用語は、スペイン語の外36の先住民の言語があるが、国民のほとんどがスペイン語を話す。それ以外の主要言語は、アイマラ語、ケチュア語、グアラニ語である。

6. 教育

ボリビアの憲法は教育を基本的人権として認めている。これに従って、法令第70号では、誰もが差別なく教育を受ける権利を有すると定めている。教育は幼稚部2年、初等教育6年及び中等・高等教育6年の計14年間が義務教育とされており、国立大学を含め無償である。教育システムは、公立（国立、県立、市立）、私立教育機関及び協定による教育機関で構成されている。全ての私立教育機関は、公立教育機関と同様、ボリビア国教育文化省の教育局に管理されている。

7. 輸送と通信

内陸国であるボリビアの主たる輸送手段は陸送である。日本の約3倍の国土に総人口約1,121万人が約340の市町村に住んでおり、各市町村間の市民、農産物、生活必需品等の移動・搬送の約8割を道路輸送に頼っている。

この他、民営化されたアンデス鉄道会社とオリエンタル鉄道会社が活動している。アンデス鉄道会社はラパスとチリのアリカ港をつなぐ路線と、アントファガスタ港をつなぐ路線を運行している。オリエンタル鉄道会社は、サンタクルス市とブラジル国境のコロンバ市の路線、及びサンタクルス市とアルゼンチンの国境にあるヤクイバ間の路線を運行している。

又、上述の通り、国土が広く、地理が険しく、道路状況が整備されていないため、主要都市間ではBOA国営航空会社以外に、アマゾナス航空会社、エコジェット航空会社が運航している。重要な空港はサンタクルス市のビルビル国際空港、ラパス市近郊にあるエルアルト国際空港及びコチャバンバ市にあるウイlustelman国際空港である。

全ての都市は、ENTEL国営通信公社及び民間通信企業により、電話及びインターネットで接続されている。携帯電話は全国レベルで普及している。

8. 国際時間

ボリビアは、全土で同一のグリニッジ標準時から4時間遅れた時間帯（UTC-4）を採用している。現在の日本とボリビアの時差は、13時間で、日本時間が進んでいる。

9. 通貨

ボリビアの通貨は、ボリビアンソで（Bs）で2020年1月24日時点での対米ドル為替レートは、US\$0.14（US\$1=Bs6.96）。この為替レートは約10年間変化がなく、現在のところ安定している。

10. 祝祭日

日付	日本語表記	現地語標記	参考（2020年）
1月1日	元日	Año Nuevo	
1月22日	多民族国家の日	Día del Estado Plurinacional	
2月10日	オルロ県の日	Aniversario Cívico de Oruro	
移動祝日	カーニバル	Carnaval	2月24・25日
移動祝日	聖金曜日	Viernes Santo	4月10日
4月15日	タリハ県の日	Aniversario Cívico de Tarija	
5月1日	労働の日	Día del Trabajo	
5月25日	チュキサカ県の日	Aniversario Cívico de Chuquisaca	
移動祝日	聖体の祝日	Corpus Christi	6月11日
6月21日	アイマラ新年祝日	Año Nuevo Aymara	
7月16日	ラパス県の日	Aniversario Cívico de La Paz	
8月6日	独立記念日	Día de la Independencia	
9月14日	コチャバンバ県の日	Aniversario Cívico de Cochabamba	
9月24日	サンタクルス県の日/ パンド県の日	Aniversario Cívico de Santa Cruz/Pando	
11月2日	死者の日	Día de los Difuntos	
11月10日	ポトシ県の日	Aniversario Cívico de Potosí	
11月18日	ベニ県の日	Aniversario Cívico de Beni	
12月25日	クリスマス	Navidad	

* 県祝日はその県のみのお祭り

第2章 外国投資導入政策

序文

ボリビア政府は、全国の開発を促進することを目的として、外国投資を含む民間投資奨励政策を設けている。国家安全保障のための制限及び以下に述べる一定の特殊事業を除くと、外国人投資家はボリビア人投資家及び企業と同様の権利義務を有する。

1. ボリビア憲法による外国投資の規制

ボリビア憲法は、国境から50キロメートル以内の地域を国境保安地域と定め、その地域内では、国家にとっての必要性を認定し、特別法律による許可なくしては、外国人及び外国企業による所有権の取得を禁止し、地上及び地下権を含む土地、水資源及びその他のいかなる資産の取得、又いかなる形での所有、保有又は使用を禁止している。

上記の国境保安地域以外では、国家安全に関する特殊工業又は国営企業に任せられている分野を除くと、外国人投資家にはボリビア人投資家と同様に、いかなる分野の投資も認められている。但し、ボリビア法は「ボリビア投資」を奨励するためにいくつかのボリビア投資奨励策を規定している。

社会主義運動党(MAS)の政権下で2009年に制定された憲法の第320条は、外国投資に対する「ボリビア投資」の優遇措置を定めている。これに基づき、憲法の過渡期条項第9条では、新憲法の制定後の総選挙で選任される大統領が率いる政府は、憲法の制定以前に批准された国際条約で(新)憲法に違反するものは、4年以内にそれらの条約を破棄する又は再交渉することを定めていることから、それ以前にボリビア政府と締結されていた外国投資を保護する国際条約及び二国間条約は、キューバとの条約を除いて、すべて破棄された。

しかしながら、ボリビア政府は2014年4月4日にボリビア投資奨励法を公布し、外国投資を含む投資奨励策を採っている。前述の憲法の条項に沿って、国産工業、製品を奨励するため、「ボリビア投資」は外国投資に対して優遇されることを規定しているが、その一方で「ボリビア投資」を「ボリビアの自然人又は法人及び永住権を有する外国人による、ボリビア国内における投資」と定義し、外国人の場合でも、永住権を取得したものがボリビア国内で行う投資は、「ボリビア投資」として認めている。また、ボリビア法人による投資の場合、その資本の過半数がボリビア人所有であり、その法人の取締役の過半数がボリビア人であれば、たとえ外国人又は外国企業が参加していても「ボリビア投資」として認めている。

上記以外に、「ボリビア投資」を優遇する具体的措置としては、政府又は国営企業、公社等の一部の小・中規模の国内入札においてボリビア産物、製品を含む物品を入札にかける場合、ボリビア企業をある程度優先する採点方法が設けられている。しかし、大規模の国際入札では、外国企業もボリビア企業同等に扱われている。

2. 外国人投資家にとっての機会

投資奨励法によれば下記の分野での投資を優先投資として奨励している。

- 付加価値の生成に貢献する炭化水素、採鉱、エネルギー、輸送の分野における投資で、戦略的天然資源の加工、精製の他、担当官庁が指定した特定の活動に関する投資。
- 観光、アグリビジネス、テキスタイル（繊維）など、付加価値を提供する分野及び、高い革新性と人材のスキルと知識の生成に寄与する経済活動に関する投資。
- ボリビア国内で比較的低開発地域での開発プロジェクト等、地域の経済的および社会的不平等を減らすことを目的とする経済活動に関する投資。

3. 低開発地域での投資奨励

ボリビア政府は法令第 876 及び 877 号によってポトシ県及びオルロ県において行われる USD100,000 以上の投資について、必要な機械、原材料等の輸入に関する 5 年間に及ぶ関税、付加価値税及び取引税の免税措置を規定している。このためには関係官庁で一定の免税手続きを要する。

しかしながら、2019 年の 8 月にラテンアメリカとカリブ海経済委員会(CEPAL)が発表したデータによると、ボリビアにおける外国直接投資は 2013 年に USD1,750,000,000 に達したのを境に、2014 年には USD657,000,000、2015 年は USD555,000,000、2016 年は USD335,000,000、2017 年は USD712,000,000 と少々取り戻したが、2018 年は USD316,000,000 に下がっている。つまり、政府の投資奨励策、投資奨励法は目的を達成しなかったことになる。

但し、ボリビアの GDP は 2010 年から 2019 年の間 USD19,786,000,000 から USD42,401,000,000 へと 10 年間で 2 倍以上に伸び、2019 年を除いて、毎年 4%以上の成長率を見せている。ボリビアの GDP の 50%はラパス県とサンタクルス県がそれぞれ約 25%ずつ担っている。分野別で民間投資が貢献している分野は主に農業牧畜、銀行金融、建設業、商業、通信であり、年間 5%から 7%の成長率を保っている。中でも、農業分野では近年政府が促進しているサトウキビからのバイオエネルギー（BIOETANOL）生産を目的とした、サンタクルス県を中心とする東部平原地帯での農業拡大プロジェクトが民間投資を求めている。建設分野では社会住宅（Vivienda Social）として、金融サービス法により優遇金利での融資が認められている USD100,000 以下の住宅マンション又は一戸建ての住宅の建設である。この社会住宅の需要はボリビアの幹線軸と呼ばれるラパス市、エルアルト市、コチャバンバ市、サンタクルス市全体で引き続き伸びている。

以上から、ボリビアの東部平原地帯のサンタクルス県を中心とする農業牧畜、上記のボリビア幹線軸の各地での建設業の分野の外、銀行金融、商業、通信等の分野での民間投資の機会がある。

4. 為替管理制度

ボリビアは、1985 年に外国通貨の為替の自由制度を取り入れてからは、外国通貨の売買レートは、取引相場の需給バランスに基づき決定され、外資の外国への送金は原則として自由である。但し、マネーロンダリング予防策として、ボリビア人による外国送金の場合と同様、いかなる外国送金も一定のフォームを記入し、USD10,000 以上の送金の場合は、更にその金額の出処及び外国送金の目的等の申告を要する。更に、外国送金が頻繁に行われ、金額が高い場合、裏付けの書類を要求される。

米国ドルについては、ボリビア中央銀行において毎日行われる取引相場で為替レートが決定する。米国ドルの為替レートは2012年から現在まで1米ドル6.96ボリビアンで安定している。この米国ドルの為替レートの安定の理由としては、(i)一つは、モラレス前政権のボリビア貨幣の強化政策として、意図的に行われたこと、(ii)米国ドルの為替レートの安定がインフレのコントロールに寄与し、ボリビア経済の安定にも寄与すること、(iii)ボリビア経済が多方面で輸入に頼っていることと、輸出が少ないこと（マイナスの面を言うと強いボリビアン貨幣は、輸出業者にとっては近隣諸国よりも競争力が低下するという意味で輸出業には一つのバリエーションになっている）、(iv)過去10年間のボリビア中央銀行の国際準備金の残高が比較的高かったことを利用して国営企業等に一部融資を行い、間接的にそれらの国営企業の投資を補助していたこと、(v)ボリビア経済の一部がドル化されている事実等、によるとされている。

5. 外国人投資家の権利

ボリビア政府は、外国人投資家が、ボリビアの法律に従って行なった投資に関して、法定の税金を支払った後、投資に関連する純利益の全額又は一部、会社の株式や持分の売却、減資、または当該会社の清算による投資金の返還を含む、ボリビアで行った投資の全額について、自由に外国通貨を取得して海外に送金する権利を保証している。

6. 所有権の保証

ボリビア憲法は、すべての人が個人的に、又は集団的に、財産を私有する権利を定めている。私有財産は、社会的機能を果たし、その使用が社会の利益に害しない限り保証される。また、遺産相続による、所有権の継承は保証される。但し、法律によって公的必要性または公益性が認められ、事前の公正な補償が支払われた場合、収用が課せられる場合がある。

7. 独占と不公正競争の規制

ボリビアにおいては、独占禁止法としての特殊な法律はないが、憲法において民間人及び企業による独占、寡占及びいかなる手段又は合意による、物品あるいはサービスの生産及び供給の独占又はコントロールは禁止されている¹。

電気通信、電気、炭化水素、輸送、水のセクターは、部門別規制システム法（Ley del Sistema de Regulación Sectorial）により、独占及び不公正競争が規制されている。その他の分野では、最高政令第29519号²により、不公正競争及び不公正な取引方法の規制と消費者の保護規定が定められている。それぞれの規制により、担当監督局は一定の行政手続きの後罰則を課すことができる。罰則は不公正な取引、競争手段、市場への影響、金額等により異なるが行政指導から、罰金、押収、営業の一時停止、商業登記の取り消しまでを含み、場合によっては刑事起訴もありうる。

¹ 寡占(かせん、*oligopolio*)とは、市場の形態の一つで、ある商品やサービスに係る市場が少数の売り手に支配されている状態のこと。少数が1社だけである場合は独占(*Monopolio*)、2社ならば複占(*Duopolio*)という。このような市場では売り手側の参加者は事実上少数なので、寡占企業はそれぞれ、他の寡占企業の動向に影響を与えることができる。

² 最高政令第29519号は、競争及び消費者保護の規定を定めており、部門別規制システム法により規制されていない一般企業の不公正な競争及び不公正な取引方法を取り締まり、消費者の保護を図っており、その執行は商業登記所及び一般会社の監督を行う企業監督局（Autoridad de Fiscalización de Empresas）に委ねられている。

8. 外国資本と知的財産権の登録

ボリビアの投資奨励法によると、外国人投資家は、ボリビア国内で行った外国投資をボリビア中央銀行の管轄下にある外国投資登録に届出をし、その証明書を取得しなければならない。この登録は、中央銀行所定の書式に記入し届け出を行い、証明書は申請から約1週間で取得できる。ボリビアの保護を受けるためには、著作権及び産業財産権を含む知的財産権はボリビアの知的財産登記所における登記、登録を要する。これらの登記、登録は知的財産権の種類により要件も手続きの期間も異なるので専門家への相談を要する。

第3章 輸出入制度

序文

ボリビアで輸出又は輸入を行う場合、事前に税関での輸出者又は輸入者としての登録を要する。輸入の場合、次のステップとして予定している輸入品が2010年7月14発令の最高政令第572号³が指定する、事前の輸入許可を要するものか確認しなければならない。事前の輸入許可を要する場合、生産開発省の国内商業及び輸出次官室にその申請をしなければならない。輸入許可を取得し、ケースによっては、その関税コード番号を輸入先の業者に伝え、輸入する製品、商品の発送書類に記載してもらうための指示をする。その後の手続きは、事前の輸入許可を要する場合も要さない場合も、ほぼ同様である。輸入品が税関に到着し、発送書類を受領した輸入者は低額の個人消費向けの輸入を除いて、基本的には通関手続業者を雇い通関手続きを行う。政府への納入品の通関手続きはOficina de Despachos Oficialesという政府の通関専門の手続事務所が行う。全般的に、食料品及び酒は農業保健及び食品安全保全庁（SENASAG）の証明書を要し、医療品、医療機器、薬品は厚生省管轄の衛生登録（Registro Sanitario）を要する。但し、X線医療機器、原子力機器等はボリビア原子力研究所の登録及び証明書を要する。それらの書類を揃え、輸入関税、付加価値税、特殊消費税等を支払い、輸入品を税関から引き取ることによって通関、輸入手続きを完了することになる。輸出に際しては、輸入の場合と同様に、食料品及び酒は農業保健及び食品安全保全庁（SENASAG）の証明書を要し、医療品、医療機器、薬品は厚生省管轄の衛生登録（Registro Sanitario）を要する。この他、輸出品によって特殊な証明書又は申告等を要することもある。一例として鉱物の輸出を上げると、鉱山冶金省管轄の鉱物金属流通登録・監督局（SENARECOM）のフォーム Formulario M-03での申告を要する。

輸入、輸出を問わず、木製包装が使用される場合は、環境汚染を回避するために国際基準（Norma NIF15）に従って処理された木材の梱包に限られ、その特別処理の証明書となるマークを要する。

1. 輸入関税

ボリビアはアンデス共同体(CAN)の加盟国であり、ボリビアへの輸入関税はアンデス共同体共通関税分類(NANDINA)を基準としている。輸入関税（Gravamen Arancelario）は最高40%から30%、20%、15%、10%、5%と0%の7段階⁴の関税率が認められる。機械設

³ この政令によると、基本的には食料品、医療品、医薬品、農薬、火薬、武器等は事前の輸入許可、証明を要する。

⁴ 例えば、輸送資材の中で、機関車、単軸のトラクターの関税は0%、道路用のトレーラートラック、貨車の関税は5%、10人以上の乗客用自動車、ツーリング自動車の関税は10%、道路外での資材運搬車両の関税は0%。いずれもアンデス共同体の加盟国からの輸入の場合100%の免税となっている。ALADIの場合、その協定の中で二国間関税優遇協定を結んでいる国（メキシコ）からの輸入の場合、同様に100%の関税排除となっている。生きている動物の輸入の場合、繁殖用の純血種の動物は5%、ロバ10%、競馬20%となっており、共同体の加盟国からの輸入の場合、同上の優遇措置が設けられている。食料品では、例えば淡水魚の関税は20%、調理済み又は保存ジャガイモは30%、その他の調理済み野菜又は保存野菜40%。同様に、一般ワイン、スパークリングワインの関税は40%となっている。又、アンデス共同体の加盟国、及びALADIの加盟国で二国間関税優遇協定を結んでいる国（例えば

備に課される関税率はほとんどの場合 5%又は 10%である。輸入時に支払われた関税は、税金申告上、損金として控除することが認められている。

アンデス共同体加盟国及びラテンアメリカ統合連合（ALADI: Asociación Latinoamericana de Integración）の加盟国からの輸入品はその分類により特惠関税又はゼロ関税が適用される。アンデス共同体及びメルコスール域内関税は原則として撤廃されている。ラテンアメリカ統合連合の場合、地域または二国間協定による優遇措置が認められている。ALADI 内で、二国間関税優遇協定を結んでいる国からの輸入は、域内関税は原則ゼロ。ただし、国ごとに保護品目が認められている。

又、輸入品には、輸入関税と並立して、付加価値税（IVA - Impuesto al Valor Agregado）が 14.94%の税率で課税される。この付加価値税は輸入者の税務債権として認められ、将来ボリビアの国内市場で製品の販売の際に課税される付加価値税と相殺又は控除できる。

更に、特殊輸入品（タバコ、酒、車両）については特殊消費税（ICE - Impuesto al Consumo Especifico）が 5%から 50%の税率で課税される外、炭化水素（石油、天然ガス）及び派生製品には炭化水素特殊税が課税される。

この外、ボリビアの輸入制度は、健康と環境に有害な製品のような一定の貨物の輸入を禁止している。

2. 一時輸入制度

ボリビアの関税法令では、以下の二種類の一時輸入制度を設けている。

- 加工等変化なしの商品の再輸出のための一時輸入制度（Admisión Temporal para Reexportación de Mercancías en el mismo Estado）
この制度は外国製品等を輸入関税その他輸入にかかる税金を支払わずに、ボリビア国土に一時的に輸入し、加工等の変化なしに再輸出をすることを可能にする。この制度を使用するためには、輸入関税額及びその他の税金額の支払いを 100%担保する銀行保証ボンド又は保険を要する。この一時輸入の期限は輸入品又は事業の分類によって定められる。
- 加工等改善後の再輸出のための一時輸入制度（Admisión Temporal para Perfeccionamiento Activo - RITEX）
この制度は外国製品等を輸入関税その他輸入にかかる税金を支払わずに、ボリビア国土に一時的に輸入し、加工又は修理等を行い、付加価値を加えて再輸出をすることを可能にする。この制度を使用するためには、輸入関税額及びその他の税

メキシコ)からの輸入は関税に関しては 100%排除となっている。詳細は 2019 年度ボリビア多民族国家輸入関税及び下記のウェブサイトを参照。

<http://www.syv.com.bo/docs/arancel.pdf>

金額の支払いを 100%担保する銀行保証bond又は保険を要する。この一時輸入の期限は加工の場合 360 日、修理の場合 180 日で、正当な根拠に基づいて申請がなされた場合は一度に限り、180 日間まで延長することができる。

3. 関税フリーゾーン

ボリビアの関税法によると、「フリーゾーン」(Zona Franca)とは、ボリビア国土の一部でありながら、関税地域外(オフショア)として扱われ、関税が適用されない地域であり、工業フリーゾーンと商業フリーゾーンの二種類が認められている。

工業フリーゾーンに持ち込まれた商品、製品は一定の加工等の変化を行った上、輸出又は再輸出、あるいは、関税地域(国内)に輸入される。これに対して、商業フリーゾーンに持ち込まれた商品、製品は加工等の変化を行わずに再輸出、あるいは、関税地域に輸入される。

ラテンアメリカ経済システム協会のウェブサイト (<http://zonasfrancas.sela.org/directorio-de-zonas-francas>) によれば、ボリビア国内には以下の 12 のフリーゾーンが存在する。

- コビハ商工業フリーゾーン (Zona Franca Comercial e Industrial de Cobija ZOFRACOBIJA) - パンド県コビハ市
- ラパス商工業フリーゾーン (Zona Franca Comercial e Industrial La Paz) - ラパス県エルアルト市
- サンタクルス商工業フリーゾーン (Zona Franca Comercial e Industrial Santa Cruz) - サンタクルス県ウルネス市
- パタカマヤ商工業フリーゾーン (Zona Franca Comercial e Industrial ZOFRAPAT) - ラパス県パタカマヤ市
- オルロ商業フリーゾーン (Zona Franca de Oruro S.A - ZOFRO) - オルロ県オルロ市
- デサグアデロ商業フリーゾーン (Zona Franca Desaguadero S.A. - ZOFRADE S.A.) ラパス県デアサグアデロ市
- オルロ工業フリーゾーン (Zona Franca Industria Oruro) オルロ県オルロ市
- ソフ라마ック工業フリーゾーン (Zona Franca Industrial ZOFRAMAQ) - サンタクルス県プエルトスアレス市
- パタカマヤフリーゾーン (Zona Franca Patacamaya) - ラパス県パタカマヤ市
- プエルトスアレスフリーゾーン (Zona Franca Puerto Suarez) - サンタクルス県プエルトスアレス市
- ウインネルフリーゾーン (Zona Franca Winner S.A.) サンタクルス県コトカ市
- ヤクイバフリーゾーン (Zona Franca Yacuiba S.A.) サンタクルス県グランチャコ市

4. 輸出制度

ボリビア関税法によると、税金中立の原則の下ボリビアからの輸出は課税されない。これに基づき、輸出業者は輸出製品の価格の一部に含まれた付加価値税又は原料あるいは部品の輸入関税の返還（Draw Back）を税関庁（Aduana Nacional）へ申請することができる。税金の返還は税金返還証明書（CEDEIM）によって行われる。

ボリビアの輸出制度は、健康と環境に有害な製品又は国防の理由により、一定の製品及び物品の輸出を禁止している。

5. ボリビアの主な輸出入ルート

第1章で前述の通り、チリとの戦争で太平洋への出口を失い、内陸国となったボリビアの主たる輸送手段は陸送である。小・中規模の輸出入の場合は主にトラック輸送が使用されるが、大規模輸出そして一部の中規模輸出の場合、鉄道が使用される。アンデス鉄道会社はラパスとチリのアリカ港をつなぐ路線と、アントファガスタ港をつなぐ路線を運行している。オリエンタル鉄道会社は、サンタクルス市とブラジル国境のコロンバ市の路線、及びサンタクルス市とアルゼンチンの国境にあるヤクイバ間の路線を運行している。以上のような状況及びチリとの和平協定により、ボリビアの輸出入貨物の自由輸送を保証するため、チリのアリカ港とアントファガスタ港にはボリビア港湾サービス管理機関

（Administración de Servicios Portuarios Bolivia）が管理する保税上屋と呼ばれる一種のフリーゾーンがあり、ここからチリの通関を行わないまま輸出入できるため、チリのアリカ港とアントファガスタ港は太平洋側への主な輸出入ルートになっている。但し、輸入の場合は目的地の税関で通関手続きを行ない、輸出の場合は輸出品の発送地の税関で輸出手続きを行わなければならない。

これ以外に、近年ではブラジル国境の、ボリビア側のカセレス湖をブラジル側のパラグアイ川とつなぐカナル・タメンゴ運河に位置するプエルト・キハロ港が特に農産物の輸出に使用されている。取扱量はまだ少ないが特に大豆等の輸出量の拡大により徐々に重要視されるようになってきている。

6. 自由貿易協定

ラテンアメリカ統合連合（ALADI：Asociación Latinoamericana de Integración）は、ラテンアメリカの地域的経済統合機構の一つ。中南米の地域経済統合体であり、モンテビデオ条約にて設立が決まされ、前身であるラテンアメリカ自由貿易連合（ALALC：Asociación Latinoamericana de Libre Comercio）を改編し、1981年3月に設立された組織で、（1）域内特惠関税の設定、（2）全域協定（全加盟国が参加する協定）、（3）域内部分協定（域内の一部の国のみが参加する協定）の3点を通じた経済的特惠地域の設置により、段階的にラテンアメリカ共同市場を達成することを目的としている。

加盟国はボリビアの外、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコの全13ヶ

国。本部はウルグアイのモンテビデオに置かれており、内部機関としては、最高決定機関である外相理事会、評価統合会議、代表委員会、常設事務局がある。ALALCは関税および貿易に関する一般協定（GATT）およびその後身のWTO（世界貿易機関）に正式に承認された地域統合であるが、ALADIもそれを継承している。

ラテンアメリカ統合連合内では、ボリビアは前述の通り域内部分協定として、チリ、メキシコ、キューバ、ベネズエラのそれぞれと二国間特惠関税協定を結んでいる。原則として、ボリビアとメキシコ、キューバ、ベネズエラのそれぞれの国との間では相互の輸入関税は撤廃されている。チリとボリビアの間でも二国間特惠関税協定が結ばれているが、輸入関税の撤廃は一部の輸入品に限定されている。

アンデス共同体（CAN Comunidad Andina）

アンデス地域を中心とした南アメリカの統括的経済開発と均衡および自治を目的とした国家共同体である。1965年5月26日の「カルタヘナ合意」に基づいて設立され、ペルーのリマに本部がある。アンデス共同体は国際連合総会オブザーバーである。加盟国はボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルーの4ヶ国。ベネズエラは2006年に脱退。チリは発足当初は加盟国であったが、1976年に脱退、2006年に準加盟国として再参加している。

チリ以外の準加盟国はブラジル、アルゼンチン、パラグアイとウルグアイ。メキシコとパナマはオブザーバー参加国。

アンデス共同体の加盟国間では輸入関税は原則として撤廃されている。

メルコスール（Mercosur : Mercado Común del Sur）

南アメリカ諸国の関税同盟である。アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイが加盟しており、これら加盟国によりボリビアは批准手続き中、ベネズエラは資格停止通知を受けている。準加盟国はチリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー、スリナム。

メルコスール内では輸入関税は原則として撤廃されている。

第4章 企業形態

序文

外国人投資家は、ボリビアにおいて継続的に商行為を行うことを目的として投資を行う場合、ボリビアにおいて (i) 支店の開設又は (ii) 子会社の設立のいずれかの方法を採用しなければならない。

子会社の設立には、1978年1月1日に施行された商法典によって定められている企業形態のいずれかを選び、設立しなければならない。商法典に定められている企業形態は、

(i) 合名会社 (Sociedad Colectiva)⁵、(ii) 単純合資会社 (Sociedad en Comandita Simple)⁶、(iii) 有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada)、(iv) 株式会社 (Sociedad Anónima)、(v) 株式合資会社 (Sociedad en Comandita por Acciones)⁷、(vi) 混合経済株式会社 (Sociedad de Economía Mixta) である。

これ以外に、(vii) 合弁事業契約 (Asociación Accidental o de Cuentas en Participación) と呼ばれる、ジョイントベンチャーに類似する、一定の事業、又はプロジェクトを開発するために使用される契約事業形態が認められている。又、組合会社と呼ばれ、組合会社法によって規定されている企業形態が認められており、その特殊法に反しない限り、有限責任会社に関する規定が準用される。

ボリビア商法典は前述の企業形態を認めているが、現在ボリビアで活動しているほとんどの企業は有限責任会社と株式会社の会社形態を使用している。そして外国会社の支店の開設の外は、一定の事業又はプロジェクトに適用する合弁事業契約が使用されている。従って、以下はこれらの企業形態について紹介する。

1. 有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada)

ボリビアの商法典は、有限責任会社の定義規定をおかず、その特質として会社債務に関する社員の弁済義務は各自の出資額の範囲に限定され、資本は割合的単位の持分に分割されており、その持分の株式化、証券化は許されない、ということの3点を規定している。商号には有限責任会社 (SRL 又は Ltda.) と明示することを要する。

社員数は最低2名、最高25名に制限され、新社員の入社及び持分の譲渡は、会社員総会において、資本の3分の2以上を代表する社員の同意によって許可される。資本は割合的単位の持分に分割され、出資方法としては金銭出資及び現物出資が認められている。出資の払い込みはいずれも設立までに履行することを要し、この点については設立契約書において明確に記入されなければならない。この規定を守らなかった場合、社員は連帯して無限責任を負うことになる。

⁵ 合名会社 (Sociedad Colectiva) の特質は社員の全員が会社債務につ連帯無限の弁済責任を負うことである。

⁶ 単純合資会社 (Sociedad en Comandita Simple) は会社債務について、出資額の範囲でのみ責任を負う有限責任社員 (Socio Comanditario) と、連帯無限の弁済義務を負う無限責任社員 (Socio Gestor o Colectivo) から構成される。

⁷ 株式合資会社 (Sociedad en Comandita por Acciones) は合資会社のもう一つの形態であり、理事社員と称し会社の経営を受け持ち、合弁会社の社員と同様の無限責任を負う社員と、引き受けた株式の額を限度とする有限責任社員 (Socio Comanditario) からなる会社である。

増資は、資本の2分の1以上を代表する社員の同意によって決議され、社員には先買権が認められる。有限責任会社の経営は1名または数名の取締役又は支配人に委ねられる。取締役、支配人は社員であることを要せず、社員の決議によって選任され、その解任、委任状の撤回、及び取締役の責任等については、社員総会で決議する。経営が数名からなる取締役に委ねられ、共同して業務が執行される場合、株式会社の取締役に關する規定が準用される。

事業目的については、商法典には制限は何もないが、特殊会社法である保険業法において保険業を営むための許可を取得するためには株式会社又は組合会社又は相互会社形態を採ることを要するとしている。又、銀行法では銀行の設立及び経営について特殊な規定を設けており実際には株式会社の形態が採られている。前述の通り特殊な事業目的に關しては実質的な制限が若干あるがボリビアでは有限責任会社は最も広く使用されている会社形態である。

2. 株式会社 (Sociedad Anónima)

株式会社の特質は、資本が株式の形をとり、社員(株主)の責任は引き受けた株式の額を限度とすることである。株式会社の設立の方法としては、同時設立と募集設立が認められている。

・同時設立 (Constitución por Acto Único)

同時設立は日本の発起設立に相当する。成立するためには、会社法の総則で定められている要件を満たし、さらに、

- 3名以上の株主(発起人)から構成されること、
- 引受済み資本金 (Capital Suscrito) が授權資本 (Capital Autorizado) の50%以上であること、
- 設立契約の締結時まで引受株の最低25%が払い込まれていること、
- 定款が株主によって承認されていること、

を要する。

・募集設立 (Constitución por Suscripción Pública)

募集設立 (又は随時設立とも呼ばれる) の場合、発起人はまず設立目論見書 (Programa de Fundación) を作成し、監督局へ提出してその認可と広告の許可を申請する。法定の要件を満たしていれば、目論見書は認可される。但し、株式引受の募集を開始する前に、発起人の株式が全額引き受けられていること、そして現物出資の場合、その評価が正当になされていることを確認するための検査が行われる。目論見書は認可後15日間以内に商業登記所に登記しなければならない。この規定に違反した場合、認可は自動的に失効することになる。登記されると募集が認められ、株式引受の申込、引受、払込等の手続きが開始される引受契約書の作成から払込の取扱いまで一切委託を受けた払込取扱銀行によって行われる。引受株が目論見書に予定されてある数に達すると、発起人は創立総会を招集し、総会は払込取扱銀行及び監督局の代表者の立会いの下で行われる。

創立総会 総会は引受期限が終了してから3カ月以内に開催されなければならない。創立総会は引受済資本の過半数を代表する株主の出席で成立し、以下の権限を有する。

- 払込済みの株金及び現物出資の確認。
- 現物出資の評価の承認、もしくは鑑定人による再評価の指示。この件に關しては、その現物出資を行った引受人は、議決権を有せず。

- 発起人の報告による、設立行為及び設立費用の承認または否認。
- 発起人に予定されている特別利益の承認または変更。
- 定款の検討及び承認。
- 取締役、代表等、経営者の選任。
- 監査役の選任。
- 創立総会の議事録及び設立証書を代表署名する引受人の選任。
- 引受額の未払い額の払込期限の決定。
- その他の、会社の利害に関係する問題の検討及び処理。

決議は、議決権を有する引受済株式の少なくとも3分の1を代表する出席者の過半数によって採択される。設立契約と定款は公正証書化される。

3. 設立登記

創立総会において株式会社の設立が承認され、設立契約、定款等が承認されると、それらの設立関係書類を公正証書化し、商業登記所のデジタル商業公報で広報し、登記を行い会社は成立する。

4. 発起人の責任

設立中、発起人の行為によって発生する債務及び設立費用に関して、発起人は連帯無限責任を負う。会社が設立すると、発起人がなした設立中の法律行為はこれに帰属することになる。従って、発起人は、創立総会において承認された設立費用を会社に請求しうることになる。

5. 株式

株式会社の資本は割合的単位(10 ポリビァノス又はその倍数の額)の株式によって構成され、いずれの場合も額面以下で発行することは許されない。記名株式と無記名株式があり、株式の譲渡は自由であるが、記名株式の場合は各会社の株主名簿に名義書き換えの登録を要する。また、権利の内容が異なる普通株と優先株が認められ、これらの権利義務は定款によって定められる。特に定めのない限り、普通株とみなされる。普通株は株主総会において一株につき一票の議決権を有し、優先株は普通株に対し、利益分配の率、又は順番等につき、優先的な取り扱いを受ける。その反面、普通株では議決権を有せず、特別株のみ議決権が認められる。優先株には定款で定められた条件の転換権を与えることもできる。いずれの場合も優先株の発行額は引受済資本の50%を超えることはできない。この外、自己株式の取得は禁止され、資本の相互持ち合いによる会社の設立及び資本の増加を無効とし、この規定に違反した場合、発起人、取締役、監査役は連帯無限の責任を負う。

利益参加証券 以上の株式とは別に利益参加証券と称して創立者賞与証券が規定されている。これらはいずれも資本を代表せず、利益分配にあずかる権利のみを有し、株式ではないが、権利の内容については設立証書あるいは定款において定められることになっている。

6. 機関

株式会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役又は監査役会が認められている。

・株主総会

株主総会は会社の意思を決定する最高機関であり、その決議は全株主にとって強制的なものであり、取締役会はこれを執行しなければならない。株主総会はその権限の内容を基準として普通総会と特別総会に区別される。

・普通株主総会

貸借対照表等会社の計算書類の承認、利益分配あるいは欠損の処理に関する決議、取締役、監査役の選任、解任、及び報酬の決定、及び取締役、監査役の責任問題の検討及び決議等、会社の経営に関する様々な件を検討、決議するのが普通総会で少なくとも年に一度は開催されなければならない。

・特別株主総会

これに対して特別株主総会は定款の変更、新株発行、社債の発行、授権資本の増額、資本の減額、会社の解散、組織変更、合併、その他法令又は設立証書、定款が定める点に関する決議を目的とし、前者と比較して後者の定足数、決議の要件等が加重されている。

・取締役会

取締役会は株主総会で選任された最低3名、最高12名の取締役から構成され、会社の経営を受け持つ機関である。取締役になるための要件は定款で定められるが、株主であることは要さない。取締役には「善良な父親の管理義務」が課されており、これを厳守せずなされた不良な職務の執行について、又法令、定款等の違反、故意、詐欺、権限濫用、重大な過失によって生じた損害について取締役は会社、株主及び第三者に対して連帯無限の責任を負う。会社の代表権は取締役会議長に帰属するが、定款によって複数の取締役あるいは支配人に代表権が託されることも可能である。取締役の権限はその個人に託されたものであり第三者に移譲できないが、管理業務の執行を他の取締役又は第三者に委任することができる。

・少数株主の保護規定

議決権を有する資本の2割を代表する少数株主は取締役の3割を選任する権利を有する。

・監査役及び監査役会

株式会社の監査は1名または数名の監査役に委ねられ、数名によって共同で執行される場合は監査役会と呼ばれる。監査役の権限は広範囲に及び、会計監査から業務監査を含み、議決権は認められないが発言権をもって取締役会及び株主総会に参加する権利及び義務を課されている。必要と判断した場合は、株主総会を招集する権限を有する。

2名以上からなる監査役会の場合には取締役の選任に関する少数株主の保護規定が準用され、2名からなる場合1名は、会社運営の支配権を有する多数派株主のグループに属しない、少数派株主によって選任されることになっている。

7. 外国会社の支店の開設

外国会社がポリビアで支店を開設するためには、ポリビア商法典が定める以下の要件を満たさなければならない。

- 本国の会社の法定の機関によるポリビア支店の開設に関する決議を含む議事録を以下に定める書類とともに公正証書化し商業登記することを要する。これは、支

店の資本金の額、法定常任代表者の氏名、そして代表者の委任状を含まなければならない。

- さらに、外国会社の設立証書、定款等及び本国で登記されているという証明書を要する。
- 以上の書類は、本国の外務省のアポスティーユ⁸を要し、さらに、スペイン語訳してボリビアの公正証人役場で公正証書化しなければならない。
- 前述の公正証書は支店の資本金の払い込みの証明書と、支店の法定常任代表者の委任状と共に、ボリビアの商業登記所へ登記する。代表者はボリビア人でなくても良いが、ボリビアに居住するものに限られる。

以上の方法以外に、一定の一時的事業のための合弁事業契約、ジョイントベンチャー契約又は製品の販売のために使用される販売代理店契約等の一定のビジネスを行う方法がある。この内、商法典で特殊な規定を定めている合弁事業契約を以下に紹介する。

合弁事業契約

合弁事業契約は、2者あるいはそれ以上の当事者がそれぞれの出資又は技術提供を行い、権利義務を定め、特定の一時的な事業又はプロジェクトを開発するために使用する事業形態である。ボリビア商法典では Contrato de Asociación Accidental o de Cuentas en Participación という名称で一つの契約形態として規定している。道路公社 ABC、電力公社 ENDE 等の国営企業が管理するインフラ工事契約の国際入札等に、外国会社と現地会社の合弁事業契約による参加を認めている。この事業形態は特別な形式を要さず、法人格も有しない。このため、合弁事業契約の当事者は、通常、合弁事業の代表者を指名し、代表権を与える委任状を発行する。但し、前述の国際入札に参加するためには、合弁事業契約は公正証書によって行い、落札した場合は、一定期限内にボリビアに支店を開設することを要する。このため、合弁事業契約の変更は代理人の公正証人役場への出頭を要する等のマイナスの点もある。更に、特記すべき点の一つは、合弁事業契約の当事者は連帯無限責任を負うことである。

8. 組織再編

ボリビア商法典は、企業の様々な形態への組織変更及び合併に関する規定を定めている。

組織変更

組織変更には、以下の要件が定められている。

- 全社員の合意により会社の組織変更を承認し、設立証書の変更を公正証書によって行う。但し、設立証書で全社員の合意を要さないことが明記されていた場合はこの限りではない。
- 会社の組織変更時のバランスシート（貸借対照表）。これは、会社員総会で承認の上、債権者に会社の組織変更を通達した後、30日間会社の所在地において、債権者が調査、問い合わせができるよう貸借対照表を備えることを要する。
- 商業登記所のデジタル商業公報で会社の組織変更に関する公正証書及び貸借対照表の広報。

⁸ アポスティーユとは「外国公文書の認証を不要とする条約(略称:認証不要条約)」（1961年10月5日のハーグ条約）に基づく付箋（＝アポスティーユ）による外務省の証明のことです。提出先国は[ハーグ条約締約国](#)のみです。アポスティーユを取得すると日本にある大使館・(総)領事館の領事認証があるものと同等のものとして、提出先国で使用することができます。

- 会社の組織変更に関する公正証書は、設立証書が全員の合意を要せず、反対社員の退社を認めている場合、全員一致での組織変更か、一部の社員の退社があるかを明記しなければならない。

以上の書類を商業登記所に登記することによって組織変更が完了し、第三者に対しても効力を発効する。

合併

ボリビア商法典は (i) 吸収合併と、(ii) 合併による新会社設立、の二つの合併方法を定めている。前者は、合併する一方の会社が解散するが清算せずに、他方の会社に吸収される場合である。後者は、合併する全社が解散し、清算せずに、新会社を設立する場合である。

いずれの場合も、以下の手続きを要する。

- 事前段階 仮合併契約及び合併に関連する貸借対照表の作成
- 最終合併契約
- 合併による新会社の設立又は吸収合併に関する設立証書の変更手続き
- 商業登記所のデジタル商業公報(Gaceta Comercial Electrónica)⁹における合併の広報、及び登記

合併の場合も組織変更と同様、設立証書が合併に関して全員一致の合意を要さない場合、反対社員の退社が認められる。

9. 会社の解散と清算

ボリビア商法典は会社の解散と清算に関する規定を定めている。会社の解散及び清算には、任意的なケースと強制的なケースが認められる。

会社の社員数が商法典が定める最低数を下回った場合、又は会社の累積赤字が資本金の50%を超した場合は一定期限内に社員（又は株主）を増やすか、既存の社員（又は株主）が、新株式発行を引き受け、資本増資を行うことによって累積赤字の額が資本金の50%以下にするか、累積赤字を資本の一部と相殺し、資本減額する方法を採らなければ、会社は強制的に解散及び清算手続きを行わなければならない。任意解散、清算は、会社の設立証書、定款等に定めている要件を満たし、会社員（又は株主）総会で承認の上、行われる。

外国会社の支店がボリビアで活動を停止する場合、支店開設に要した本社の決議書と同様に、本社の担当機関のボリビア支店の停止の決議書及び支店の閉店貸借対照表（閉店時のバランスシート）が必要になる。外国会社の支店が活動を停止し、支店を閉鎖する場合、現地企業が事業停止し清算整理する場合と類似の手続きを踏むことになる。つまり、必須条件として、労働者の退職金等の支払いを含み、支店の債務を清算し、完済する必要がある。この場合、労働者の債権は最優先権が認められている。支店の債務清算及び完済なしでの支店閉鎖は認められない。

⁹ これはボリビア商業登記所を運営する Fundempresa 財団が管理している、ウェブサイトでの商業公報で法的効力を有する。
<https://gacetadecomercio.gob.bo/> を参照。

いずれの場合も、ボリビア税法に基づき、税務の時効が8年と定められているため、その期間、ボリビア在住の代表者を指名する必要がある。

10. 現地子会社と支店開設のメリットとデメリット

外国企業がボリビアにおいて投資を計画する場合、少なくともその初期段階において支店を開設することは、市場及び商慣行の評価及び最終的に展開する事業の準備には有用と考えられる。

しかし、ボリビアにおける投資が独立採算で成り立つと判断した場合、支店の形態と比較して、現地法人の子会社を設立するメリット及びデメリットを、ビジネスの観点から包括的に検討しなければならない。

そのためには、外国企業の子会社と支店のそれぞれの投資形態の法的責任及び組織構造、社会的責任、更には税務上どちらが効率的であるか等を検討する必要がある。

法的責任を検討する場合、外国会社の支店はその名の通り本社の一部であり、本社の定款や規則によって統治され、支店の投資又は企業活動の責任は本社に及ぶ。これに対して、ボリビア法に準拠して設立され、現地法人格を取得した子会社は、例えその資本の全部または過半数を外国企業が保有している場合でも、外国企業とは独立した法人であり、自身の設立証書及び定款によって統治され、自らの活動について全責任を負い、株主や出資者のリスクは出資金額又は株式の引受金額に限定される。

税務面では、外国会社の支店の場合、年度末の利益に対して企業利益税を納税し、更にその純利益は本国へ送金されると見做され、外国居住者所得税を源泉徴収し、納税する義務を負う。支店が本国へ純利益を送金せずに、ボリビア国内において再投資した場合、支店はその再投資を資本金増資として計上し、その分の支払済の税金を税務債権として払い戻してもらう権利を有することになる。これに対して、現地法人の子会社の場合、年度末には外国会社支店と同様企業利益税を納税する義務を負うが、実際に外国居住の親会社に純利益を分配し、送金するまでは外国居住者の所得税を源泉徴収する義務は発生しない。

又外国企業の支店が国営企業あるいは政府のインフラストラクチャー等の入札に参加し、契約する場合、支店は本社の一部または延長として扱われるため、支店のプロポーザルに本社人材の経験を提供することが認められる。これに対して、現地法人の子会社の場合、親会社から独立した企業として扱われるため、親会社の経験は子会社の経験として認められない。

社会的責任及び社会的評価の面からは、一般的には外国企業の支店よりも現地法人の子会社の方が現地に腰を据えて長く投資活動を行うものと評価され、歓迎される。その反面、何らかの形で現地社会への利益変換が行われることをより期待されるのも事実である。

11. 企業活動に要する登記・登録 監督・管理機構

外国企業がボリビアで活動を開始する場合、支店であれ現地法人の子会社であれ、様々な登記、登録、許可認可等を要し、諸監督機関の監督、管理を受ける。

ボリビアで継続的に商行為を行う全ての企業は、はじめに以下の登記、登録、許可を要する。

- 商業登記所(Registro de Comercio)において登録し、商業登録番号(Matricula de Comercio)を取得し、法人格を取得する。外国企業の支店、及び個人承認の場合、商業登録番号を取得することによってボリビアで営業できることになる。
- 国税庁 (SIN Servicio de Impuestos Nacionales) で企業の活動分野又は個人商人又は専門職業の職種によって納税分野の登録をし、納税者番号(NIT)を取得する。
- 市役所の商業許可(Licencia de Funcionamiento)を取得する。
- 労働省の雇用主登録(ROE-Registro Obligatorio de Empleadores)に登録する。
- 国営健康保険機関(Caja Nacional de Salud)又は他の健康保険委託機関に登録する。
- 厚生年金管理会社(AFP - Administradora de Fondos de Pensión)に登録する。
- 企業の事業分野により環境庁許可(Licencia Ambiental)を取得する。

一般的な商工業活動を行う場合は以上の登記、登録を行って営業を開始できるが、特殊法令によって規制されている企業は、該当する下記の特種監督機関の許可を要し、その後も監督を受ける。

- 銀行金融証券 金融システム監督局 (ASFI - Autoridad de Supervisión del Sistema Financiero)
- 保険及び厚生年金 厚生年金及保険監督局 (APS - Autoridad Fiscalización y Control de Pensiones y Seguros)
- 通信及び運輸 通信運輸監督局 (ATT - Autoridad de Regulación y Fiscalización de Telecomunicaciones y Transportes)
- 炭化水素（石油及び天然ガス） 国家炭化水素監督局 (ANH - Agencia Nacional de Hidrocarburos)
- 電力及び原子力技術 電力及原子力技術監督局 (Autoridad de Fiscalización de Electricidad y Tecnología Nuclear)
- 鉱山 鉱業行政管轄当局 (AJAM - Autoridad Jurisdiccional Administrativa Minera)
- 医薬品及び医療機器 医療品及び健康技術監督局 (AGEMED - Agencia Estatal de Medicamentos y Tecnologías de Salud)
- 規制物質 規制物質監督局 (Dirección General de Sustancias Controladas)
- 軍用銃器弾薬爆発物 国防省軍用銃器弾薬爆発物登録 (Registro Clasificado de Armas de Fuego, Municiones y Explosivos de Uso Militar, Ministerio de Defensa)

上記の諸機関以外に、不動産に関しては不動産登記所(Registro de Derechos Reales)、知的財産に関しては知的財産登記所(SENAPI - Servicio Nacional de Propiedad Intelectual)がある。

又、全般的な主な保護監督機関は以下の通りである。

- 企業監督及び競争保護 企業監督局 (AEMP - Autoridad de Fiscalización de Empresas)
- 労働者保護監督 労働省労働局 (Dirección General del Trabajo)

- 消費者保護 法務省消費者保護次官 (Viceministerio de Defensa de los Derechos del Usuario y del Consumidor)

第5章 労働法規

序文

ボリビア労働法規は2009年公布の憲法、1939年公布の労働法、1944年公布の労働法細則及び様々な最高行政令、労働省令によって定められている。従って、労働者の権利義務は、これらの様々な法令及び行政令によって規定されている。2009年に公布された憲法は、法定の労働者の権利は交渉の余地がなく、時効が適用されない特殊権利として定めている。又、原則として、労働法規の解釈は労働者に有利になされることを定めている。

1. 労働者の契約以前の健康診断（労働契約の基本ルール）

労働者の雇用契約に際して、その労働者の健康診断、身体検査を政府当局の健康管理機関（Ente Gestor de Salud）で行い、採用以前の労働者の健康状態を確認することを雇用主の義務として明記してある。

2. 労働契約の種類

- **個人雇用契約と団体雇用契約** ボリビアにおける労働契約は、雇用者と個人労働者間で締結されるか、雇用者と労働者組合間で締結されるかにより、個人契約、又は団体契約に分けられる。
- **無期限雇用契約** 契約は口頭又は書面により締結できる。無期限雇用契約の場合、試用期間を含むことができる。但し、試用期間は90日に限られ、その期間内に雇用主がその職務にふさわしくないと判断した場合、それまでの報酬を支払うことで、試用期間を終了できる。90日以内に終了しなかった場合、労働契約は正式に無期限となる。専門的または技術的能力のような、特殊技能を要する職種には試用期間は適用されない。
- **有期限契約** 有期限契約又は一定の工事あるいは特殊業務の提供を目的とする契約は書面で締結し、労働省の査証を要する。査証がない場合は、無期限労働契約と見做される。

有期限労働契約は以下のような目的に使用できる。

- 正社員の休暇中（有給休暇、産休又は無給休暇等の間）の代替の場合
- 特殊な需要を満たすために一時的に労働者、又は職員の数を増やす必要がある場合
- 特定のプロジェクトで終了日が事前に決定している場合

有期契約は最高1年の期限で締結することができ、更新は一度のみ認められる。有期契約を二度更新した場合、契約関係が無期雇用契約になったとみなされる。

3. 第三者との業務委託契約（アウトソーシング）

原則として、企業の永続的な主要業務の一部又は全部を第三者である受託会社又は派遣会社への委託又は事実上委託に等しいとみなされる契約形態は禁止されている。これに違反し、業務委託（アウトソーシング）を行った場合、その企業（委託会社）は受託会社又は派遣会社から派遣されたアウトソーシングスタッフの雇用主として見做され、労働、社会保険料等の責任、義務を負うこととなる。従って、第三者への業務委託はその企業の主要業務の場合は一時的な代替、補助的業務及び特定の活動又は、永続的な主要業務でない活動のみに認められている。

4. 労働関係として見做される条件

以下に記す労働関係の基本的構成要素又は条件がそろった場合、いかなる契約形態を採用しても、労働契約と見做される。

- 雇用主に対する労働者の従属性
- 他人への個人による労働の提供
- 労働の報酬

5. 労働時間 超過勤務時間

ボリビア労働法では、労働時間は最長で1日8時間、そして男性の場合は、週48時間、女性の場合は週40時間と定めている。但し、管理職、監督、又は会社の代表権を持つ労働者、職員、あるいは勤務時間が断続的な場合、又はその職種によって、通常の勤務時間が適用されない場合は、この限りではない。いずれの場合も、最低1時間の休憩の権利が認められ、1日12時間以上の労働、勤務は承認されない。

夜間勤務時間 夜間勤務の場合、1日最長7時間とされている。夜間勤務時間は、午後8時から翌日の午前6時までの時間帯である。但し、緊急事態の場合はこの限りではない。

勤務時間中は、最低一度、または複数の休憩を設け、合計で最低2時間の休憩時間が必要とされており、休憩なしで5時間以上を継続的に勤務させてはならないと定められている。

超過勤務については、雇用主が申請した場合、労働局は最高2時間までの超過勤務を許可することができる。超過勤務時間は通常の勤務時間の報酬の100%増しで支払われる。被雇用者が、自分のミスを訂正するために要する時間は超過勤務時間とならない。

6. 給与

給与は、職員又は労働者の仕事に対する見返りとして支払われるものである。ボリビアの労働法制によると、労働者及び職員の給与は、労働省が定期的に定める最低給与以下ではないとしている。2019年の最低給与はBs2,122（304.89米ドル）となっている。

給与は労働者の勤務に応じて支払われるもので、性別又は国籍によって差別することはできない。

ボリビアでは、2010年から毎年、最高行政令によって最低賃金、給与の値上げが行われている。2019年の最低賃金、給与の値上げは3%で、一般の基本給に対しては4%の値上げが行われた。この最低賃金、給与の値上げは国家公務員、国営企業の労働者及び職員、そして民間企業の労働者、職員に適用される。但し、管理職（社長、副社長、取締役、総支配人、支配人、福支配人等）はその限りではない。この場合は、双方の話し合いによって決まる。

7. 法定賞与 その他の給付

賞与 ボリビア労働法は以下のボーナスを定めている。

- **年功ボーナス Bono de Antigüedad**

年功ボーナスは、基本給に追加して支払われる報酬であり、勤務期間が2年以上の場合、以下のスケールに従って、支払われる。

勤務期間	年功ボーナス（基本給に対する%）
2年から4年	5%
5年から7年	11%
8年から10年	18%
11年から14年	26%
15年から19年	34%
20年から24年	42%
25年以上	50%

8. その他の法定賞与

- **クリスマス・ボーナス**

クリスマスボーナスは、1年間の勤務に対し、1カ月の給料分が支払われる。これは、個人所得税、社会保険料等の対象にならない。又、エボモラレス前大統領の政権下では、最高行政令により、国内GDPの成長率が4.5%を達成した場合は、第2クリスマスボーナスが強制的に支払われた。

- **利益分配ボーナス Prima Anual**

企業に利益があった場合は、最高で利益の25%までを、1年間の勤務に対し、1カ月の給料分が支払われる。1か月分の給与を利益分配として支払うのに十分な利益がなかった場合は、利益の25%を限度として、労働者に比例分配される。

- **勤続期間補償金（Indemnización por tiempo de trabajo）**

勤続期間補償金は原則として、雇用契約が解約された時に支払われる資金的手当で、雇用主は毎年、労働者の1年間の勤続に対し、1カ月の給与を積み立てる義務を負う。

▪ 5カ年勤続期間補償金 (Quinquenio)

これは、労働者が継続的に勤務した場合、勤続期間が5年に達するたびに、自動的に5カ年勤続期間補償金として労働者の権利として確定し、その時点から、労働者は何時でもその5カ年勤続期間補償金を請求できることになる。

又、雇用主が事由なくして、無期雇用契約の労働者を解雇した場合、それまでの勤続期間補償金は労働者の給付の一部として清算されなければならない。

● 有給休暇

労働者は以下のスケールの有給休暇の権利を有する。

勤続期間	有給休暇(営業日)
1年から5年	15日間
5年から10年	20日間
10年以上	30日間

9. 雇用関係の終了

雇用関係は以下の事由で終了できる。

❖ 解雇

- 正当解雇 これは、労働法第16条及びその細則に定めている事由がある場合にのみ適用できる。この場合は、労働者は勤続期間補償及び解雇補償（3カ月相当の月給）を受ける資格を失う。正当解雇の事由は以下のとおりである。
 - i. 作業器具、機械、製品または商品に意図的に物的損害を加えた場合
 - ii. 社内規定又はポリシーに違反する産業秘密の開示
 - iii. 産業の安全性または衛生に影響する不作為または無謀行為を行った場合
 - iv. 雇用契約または社内労働規制の全体または一部の違反
 - v. 労働者による信頼の濫用、盗難
 - vi. 職場での同僚又は上司に対する侮辱的な行為、又は不道德な行為
 - vii. 職場、仕事の大量放棄

上記の事由による正当な解雇の場合、労働者は解雇手当及び勤続期間補償の給付を受ける資格を失う。但し、すでに確定された5カ年勤続期間補償はこの限りではない。これ以外に、試用期間中の解雇の場合は、労働者は解雇手当及び勤続期間補償の給付を受ける資格はない。

❖ 正当な事由がない場合の解雇

2006年に公布された、労働の安定を規定する労働法規によれば、正当な事由なくして、雇用主が行った一方的な解雇の場合、労働者は解雇を承諾し、解雇に伴う給付を全部受けるか、又は、これを拒絶し、元の職場への復帰を申請する行政労働裁判を労働省へ提訴するいずれかを選択することができる。

正当な事由なしの解雇を承諾した場合、労働者は次の給付を受ける権利がある。

- i. 勤続期間補償 勤続期間1年に対し1か月相当の給料
- ii. 解雇手当 3か月間の事前通達がなされていない場合、3か月間相当の給料

❖ 労働者の辞任

● 退職金なしの労働者の辞任のケース

- i. 試用期間中に労働者が辞任した場合
- ii. 試用期間が適用されない職種の場合で、3か月に満たずに労働者が辞任した場合

● 退職金有りの辞任のケース 次の場合の辞任は退職金の給付がある。

- i. 労働者が3か月以上勤務したうえで、辞任した場合。
- ii. 労働者が、いずれかの定年退職の制度を採った場合。
- iii. 有期契約又は特殊工事契約又はプロジェクト契約が完了した場合。
- iv. 労働者が全体的または部分的な身体障害になった場合

いずれの解雇の場合でも、雇用主は労働省に該当する社会保険料の支払いの証明書を提出しなければ、労働者の解雇は登録されない。

10. 労働者に関する所得税、社会保険料、その他

雇用主は、まず初めに労働省管轄の雇用主登録所に登録をし、国立健康保険所及び厚生年金基金管理会社に登録しなければならない。

所得税

納税の面では、雇用主は、労働者の所得税（Régimen Complementario al Impuesto al Valor Agregado : RC-IVA）13%の源泉徴収の責任を負う。

社会保険制度

ボリビアの社会保険は以下の二つの制度からなる。

短期社会保険 これは、次のリスクを保障する保険である。

- 病気
- お産
- 一時的な障害
- 家族手当（補助金）

これらの保険は短期保険管理機関（Cajas de Salud）を通して、提供される。

長期社会保険

これは、次のリスクを保障する保険である。

- 厚生年金
- 身体障害
- 死亡

雇用主は、月給以外に、以下の税金、保険料等を支払わなければならない。これらは、労働者の月給から差し引くことができない。

- 月給の10%を、短期社会保険を受け持つ健康保険機関に支払う
- 月給の2%を公団住宅基金へ
- 月給の1%を労働者の職業訓練所へ
- 月給の3%を厚生年金基金への連帯拠出として
- 月給の1.71%を職業リスクの保険料として

以下は、雇用主が労働者の月給から源泉徴収し、各機関に支払う義務を負うものである。

- 月給の10% 厚生年金積立金
- 月給の1.71% 労働者の一般リスクの保険料
- 月給の0.50% 厚生年金管理会社の管理手数料
- 月給の0.50% 厚生年金基金への連帯拠出

上記の保険料を表にすると以下の通りになる。

- 社会保険料は合計月給を基礎として以下の税率で計算される。

管理機関	雇用主	労働者
健康保険管理機関 Caja de Salud	10,00%	0,00%
厚生年金管理機関 Fondo de Pensiones ¹⁰	0,00%	10,00%
厚生年金管理手数料	0,00%	0,50%
職業通常リスク保険料	1,71%	1,71%
連帯拠出 Aporte Solidario	3,00%	0,50%
収入額による連帯拠出 Aporte Solidario II	0,00%	(*)

¹⁰ 厚生年金の拠出額の算定基礎の最高額は最低賃金の60倍とされている。

公団住宅基金 Régimen de Vivienda	2,00%	0,00%
労働者職業訓練所 INFOCAL	1,00%	0,00%
TOTAL	17,71%	12,71%

(*) 労働者負担 Aporte Laboral: 1%*(TS-Bs13.000) + 5%*(TS-Bs25.000) + 10%*(TS-Bs35.000)
TS = Total Solidario

労働者負担厚生年金への連帯拠出 さらに、月給額によって以下のスケールにより、厚生年金基金の全国連帯拠出として労働者の月給から差し引かれる。これは、給料が低い労働者の厚生年金の積立に協力するために、一般の 0.5%の拠出率に加算して適用される。

- Bs13.000 以上の月給 1%
- Bs25.000 以上の月給 5% + 1%
- Bs35.000 以上の月給 10% + 5% + 1%

11. 外国人労働者の特別規定

ボリビア労働法によると、各企業はその労働者の 15%までを外国人労働者を採用できる。又、外国人労働者の給与はその企業の労働者給与の合計の 15%を超えることができない。つまり、労働者人数ベースで最高 15%まで、かつ給与金額ベースで最高 15%までと制限されている。外国人労働者との雇用契約は文面で行い、労働省に届け出を要し、これはボリビアでの滞在ビザを取得するための要件でもある。届け出をしなかった場合、雇用主には罰が課され、外国人労働者にはビザの申請が却下されることになる。

12. 移住制度及び入国ビザ

ボリビア憲法は、外国人はボリビア国土において憲法に定められている権利を有すると共に、同様の義務を負うとしている。又、ボリビア移民法によると、ボリビアで一時的または永久的な居住権を認められた外国人移民は、労働法及び社会保険制度が定める権利及び保護を受け、被雇用者としていかなる有給労務又は自由業者としていかなる営利活動を行なうことができる。(移民法第 48 条)。又、観光者として入国している外国人移民は、移民局の許可なくして、いかなる有給労務又は営利活動を行なうことはできない。(移民法第 51 条)

13. 入国ビザの種類

❖ 観光ビザ

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン 諸島、アメリカ合衆国及びウルグアイのパスポートを所持する外国人を除いて、観光を目的としてボリビアに入国する外国人は観光ビザを取得し、30 日間から最高 90 日

までボリビアに滞在できる。但し、このビザでボリビア国内で就労することは禁止されている。

❖ 就労ビザ

- **短期就労ビザ (Visa de Objeto Determinado por Trabajo)** これは外国人がボリビアに入国し、国内に 30 日間まで滞在し、有給業務又は営利活動を行うことを許可するビザで、ボリビア移民局に一時的な居住許可を申請する第一ステップとしても使用できる。このビザはボリビア国内で最高二度（合計 90 日間）まで更新できる。
- **一時就労ビザ (Visa de Objeto Determinado por Trabajo Transitorio)** これは外国人がボリビアに入国し、国内に最高 180 日間まで滞在し、有給業務又は営利活動を行うことを許可するビザで、国家または民間法人との協定でボリビアで一時的な仕事を遂行するために使用できる。

❖ マルチ・ビザ (Visa Múltiple)

これは外国人が商用でボリビアに複数回入国し、国内で合計 1 年間まで滞在し、投資又は商業活動を行うことを許可するビザで、限度なしに更新できる。このビザはいかなる居住許可を申請するためにも、ボリビア国発行の外国人身分証明書を申請するためにも使用することができない。

❖ 外国人労働者の家族

ボリビア国内に居住する外国人労働者の家族でボリビア国内へ入国を希望する者は、そのためのビザ (Visa de Objeto Determinado por Familia) を申請することができる。

- ❖ 上記の入国ビザは、基本的には、その外国人が申請する国のボリビア領事館で、それぞれのビザの要件を揃えて、手続きを行わなければならない。いずれの場合も、要件である書類がスペイン語以外の言語で作成されている場合は、スペイン語への翻訳文書及び発行国のアポスティーユ認証を要する。

第6章 税制 総論

序文

ボリビア政府は、1986年に法律第843号により、根本的な税制改革を行い現在に至る税制を施行した。その税制改革の基本方針は、課税ベースを広げることと管理しやすい税制を設けることであった。課税基準としては、ボリビア国内の経済活動に適用し、ボリビア源泉所得¹¹の原則を採用している。

税金は、中央税、県税及び市税に分けられる。又、ボリビアの税金は、税金、公務手数料、特別拠出金及び市内営業免許に分類される。

1. ボリビアの税目

ボリビア税制は、以下の税目からなる。

❖ 中央政府所管の税金

- 付加価値税 IVA
- 取引税 IT
- 企業利益税又は法人税 IUE
- 非居住者利益税 IUE- BE
- 特殊消費税 ICE
- 所得税 RC IVA
- 出国税 ISAE
- 金融取引税 ITF
- 賭けゲーム税及びギャンブル税 IJ e IPJ
- 炭化水素税 IDH
- 炭化水素特別税 IEHD
- 炭化水素ロイヤリティ Regalía petrolera
- 鉱業特別税 IEM Impuesto Especial a la Minería
- 鉱業ロイヤリティ Regalía minera
- 簡素税制 Régimen Tributario Simplificado
- 統合税制 Sistema Tributario Integrado
- 統一農業税制 Régimen Agropecuario Unificado

❖ 県政府所管の税金

- 相続税
- 不動産及び登記を要する動産の寄付税

¹¹ ボリビア源泉所得とは、ボリビア国内にその発生源がある所得のことをいう。

- 飛行機及び船舶の所有税
- 環境税（違法事業又は犯罪ではない場合に限る） 但し車両及び炭化水素、工業、電力事業に関するものを除く。

❖ 市役所所管の税金

- 不動産（都市部及び農村部を含む）所有税 但し、憲法により免税されている小規模農地、先住民コミュニティーの所有地は除く。
- 車両税
- 不動産及び車両の譲渡税 但し、会社及び一人企業で不動産又は車両の売買を専門とするものを除く。
- トウモロコシ酒（コーンチチャ）の特定消費税
- 車両による環境汚染に関する環境税（違法事業又は犯罪ではない場合に限る）
- 市内営業免許

2. 管理行政機関

ボリビア国税庁（Servicio de Impuestos Nacionales - SIN）は中央政府（経済財務省）所管の税金の管理、徴収を所管する国家行政機関である。税関（Aduana Nacional）は、同じく経済財務省所管の、外国貿易にかかる税金の管理、徴収を所管する国家行政機関である。また、地方政府（県庁及び市役所）は、法律により立法権が付与されている地方税に関して、自ら法律を制定するとともに、その管理、徴収を行う。

県庁税務局は県庁所管の税金の管理、徴収を所管する県庁の一局である。

市役所税務局は市役所所管の税金の管理、徴収を所管する市役所の一局である。

3. 納税者登録 納税者番号

納税者登録はボリビア国税庁の所管であり、納税者番号（Número de Identificación Tributaria）を付与する。納税者番号は、ボリビア国内でいかなる商行為を行うためにも必要不可欠である。

4. 税金の査定

税金の査定は、通常納税者の自らの申告によって行われる。付加価値税、取引税、個人所得税等は、毎月法定の期日までに、申告し、納税しなければならない。企業利益税等は年に一度申告し、納税する。

ボリビア国税庁は、納税者が申告した税金債務の査定にかかる監督業務について裁量権を持つ。国税庁による税金の査定は、納税者の申告の評価、検査から始まる。納税者の申告内容に申告漏れ、間違い等が認められる場合、国税庁は更正を行い、更正通知を発する。更正を履行するため、国税庁は租税債務者に対し、会計帳簿、関連帳簿、報告書、その他の証拠書類の提供を要求するとともに、特定の状況下では、租税債務の推定計算をする権限を有する。

5. 不服申立

この段階では、納税者は更正通知を受領してから 30 日以内に証拠書類を提出し、不服申し立てをするか、更正を認め、納税済みの税金との差額を納税し、解決することができる。不服申し立てを行った場合、提出された証拠書類を検査、評価し、国税庁は最終的に、税金確定決議を発行する。

6. 罰則

法定の期限内に税金の申告あるいは支払いを怠ったり、虚偽申告等の税法、税制違反と認められる行為又は不作為は、罰則を伴う。

法律によって定められている税制違反行為、不作為には以下のものが含まれている。

- 税金の不納税、一部納税、遅延支払い、源泉徴収の不履行、又は源泉徴収税金の不納税
- 全ての商取引に関する領収書の不発行
- 税務法典に規定された納税者の納税申告等の義務の不履行

法律が定める罰則は、その違反の種類によって異なるが、いずれの場合も、罰金は、不納税又は源泉徴収不履行の税額の 100%であり、支払い遅延利息が課される。遅延利息は、遅延期間により変わるが、4 年までは年利 4%、4 年以上 7 年までは年利 6%、それ以上は年利 10%となっている。

これ以外の罰則として、商品の没収、車両の一時的な押収、一時的な事業閉鎖、あるいは商業免許、許可、及び事業認可の停止がある。

7. 納税者の救済制度

納税者の救済制度には、税務当局（Autoridad de Impugnación Tributaria）に対する再調査の請求及び国税不服申し立てという行政上の救済制度と、税務関係行政裁判所に処分は是正を求める司法上の救済制度がある。処分を争う納税者は、行政上の不服申し立てをするか、税務行政裁判所に訴訟を提起するいずれかの救済制度を採らなければならない。

行政上の救済制度は、1. 地方税務監督官への行政異議申し立て、2. 地方税務監督官の決議に対して、税務監督長官に上訴、そして、3. 税務監督長官の決議に対しては、最高裁判所への税務不服裁判の三審からなる。

司法上の救済制度は、前述の通り、1. 税務行政裁判所での税務訴訟を提起することで始まり、2. 県高等裁判所への上訴、及び3. 最高裁判所への最終控訴の三審からなる。

8. 時効

国税庁による租税債務額の決定、納税請求、及び罰則の適用等の税務当局の行為に対する時効は、原則として8年と定められている。但し、納税者の未登録、申告書未提出、税務犯罪の場合、又は税金が著しく低い、あるいは無税に等しい国（タックスヘイブン）と商取引を行った納税者の場合はさらに2年間加算され、10年とする。

第7章 税制 各論

1. 企業利益税 (Impuesto a la Utilidad de las Empresas —IUE)

ボリビアで活動するすべての企業（個人企業及び法人を含む）のボリビア源泉所得（ボリビア国内で発生した所得）から生じた年度利益に対して、税率 25%の企業利益税が課される。課税利益額（純収入）を算定する際は、課税対象となる総収入から、課税総収入を生み出すために必要な、（購入時の付加価値税、取引税を含む）領収書の裏付けがある費用及びその収入を生み出す組織を維持するために税法細則で認められた必要費用を減算することができる。

企業の国籍、取引の実施または契約締結の場所を問わず、以下に上げる所得は、原則として、ボリビア源泉の所得としてみなされる。

- ボリビアに所在するいかなる不動産、動産及びそれに関連する権利から生み出される所得。
- ボリビア国内で行われるいかなる行為、活動から生み出される所得。
- ボリビア国内で発生したいかなる状況、事実から発生する所得。
- いかなる商品、サービスの輸出から発生する所得。
- 外国において又は外国から提供されるサービスで、ボリビア源泉の所得を生み出す場合もこの税金が課される。

企業利益税の支払

企業利益税は、その企業の分野により定められている税務年度末から 120 日以内に申告し、納税しなければならない。

<u>年度末</u>	<u>企業分野</u>
3月31日	工業及び石油ガス会社
6月30日	天然ゴム会社、ナッツ会社、農業、牧畜企業及び農産物工業
9月30日	鉱山会社
12月31日	一般商業会社、銀行、保険会社、一般サービス業者、及び上記のいずれの分野にも含まれていない会社。

2. 外国会社支店の企業利益の取り扱い

外国会社の支店の場合、ボリビアで一部のみ行われた商行為を除き、支払いのいかにかわらず、企業利益税申告及び納税期限の期日に、利益は本社に分配されたとみなされ、異議は認められない。従って、外国会社の支店の場合、年度末に企業利益を申告する場合、たとえ純利益の全てが外国所在の本社へ送金されなくとも、送金された場合と同様に非居住者利益税 IUE – BE の12.5%を納税しなければならない。

外国会社の支店が純利益の再投資をボリビアで行う場合、前述の非居住者利益税 IUE - BE の 12.5%を支払わないためには、利益の支払い日とみなされる納税期限までに、外国所在の本社がボリビア支店の利益の再投資を決議し、経理上分配不可能な資本に組み入れるか予備費として計上されていることを条件に、企業利益の算定の基礎となる純利益額から減算することが許される。

3. 移転価格税制

外国会社の支店又は現地会社は、外国本社または親会社を含む、関連会社間取引、もしくはタックスヘイブンの、またはタックスヘイブンを經由して行った取引の価格は、市場価格原則（類似した取引条件下における、独立した第三者との間でなされた比較可能な取引において合意された価格）に基づいて、決定されなければならない。

関連者間取引の場合、これを規定する行政令に基づいて申告を行い、取引額により、特定の要件を満たす必要がある。この移転価格税制を順守せず、ボリビアで支払う税金が少なくなる場合、税務当局は取引価格を調整し、更正を行うことができる。

4. 非居住者利益税 IUE - BE

ボリビアから非居住者に対してボリビア源泉の所得（ボリビア国内の所得）を送金する場合、50%は純利益とみなされ、それに対し25%の利益税、つまり外国へ送金する所得に対して、12.5%の税率が適用される。

前述の税率は、非居住者の居住国によって異なる場合がある。例えば、二重課税を回避するための税務条約を締結した、スペイン居住者の場合、税率は10%である。スエーデンの場合はゼロになる。アルゼンチンの場合、条約によって、利益を配当する会社の所在地がある国において課税されるとされているため、ボリビア利益税率12.5%が課される。

❖ ボリビアで全般的に課される税金

5. 付加価値税 (Impuesto al Valor Agregado - IVA)

付加価値税は消費に課される間接税で、ボリビア国内で行われる物品の売買及びサービスの提供、建設または工事契約及び全ての物品の輸入に課される税金で、税率は 13%であり、売買価格は税込表示でなければならない。但し、銀行の利息、株式を含む証券取引はこの限りではない。又、企業再編に関連する、物品の譲渡、売買、さらに物品による資本金の支払いもこの限りではない。

この税金の算定には、その企業の物品の生産のために必要な材料の購入費、あるいはサービスの提供に必要な機器又は工具等の購入費に含まれている 13%の付加価値税を税務債権として認め、毎月の販売総額に含まれている 13%の付加価値税の申告納税額から差し引く、あるいは相殺することができる。

輸出業の場合、付加価値税を免税されており、輸出を目的とした商品の製造に必要な材料、必要機器等の国内での購入時に発生する付加価値税の払い戻しを請求することができる。

ボリビア国内で行われる、ボリビア証券登録簿に登録された証券の取引は付加価値税（IVA）及び取引税（IT）が免除される。

6. 取引税（Impuesto a las Transacciones - IT）

取引税は、その行為を行う事業主体の営利、非営利目的のいかんを問わず、ボリビア国内で行われる全ての商行為、工業、専門職業の活動、店舗、動産、不動産を問わず、全ての物品の賃貸借に3%の税率で課される直接税である。

取引税は毎月申告し納税するものであり、その算定は、販売価格、サービス料、賃貸借料等の総額をベースとし、3%の税率を適用する。

年度末に申告し、納税する、後述の企業利益税は、その翌年の取引税の前払いとしてみなされ、取引税の申告、納税から税務債権として減算することができる。

7. 個人所得税（Régimen Complementario al IVA RC - IVA）

ボリビアでの個人所得は13%の税率の所得税が課される。被雇用者である場合は、その雇用者が源泉徴収を行い、納税する義務を負う。個人所得税の算定は、月給をベースに、健康保険、厚生年金積立金等とボリビア最低賃金の2倍の金額を差し引いた残額に対して計算される。ちなみに、2019年度の最低賃金はBs2,122で約305米ドルに相当する。

8. 金融取引税（Impuesto a las Transacciones Financieras - ITF）

ボリビア政府は、ボリビアの貨幣であるボリビアンソでの取引を奨励するために、国内の銀行及びその他の金融機関に開設している外国貨幣での口座の取引に対して、0.3%の税率で金融取引税を課している。

金融取引税は、全ての外資送金にも課される。銀行その他の金融機関は、金融取引税を源泉徴収し、納税する義務を負う。金融取引税は、外資送金を行う場合、あるいは受ける場合にも課される。

但し、2,000米ドル以下の預金口座での取引は金融取引税を免除される。

9. 市内営業許認可パテント（Patentes Municipales）

いずれの事業（営利・非営利目的を問わず）を行うためにも、所在地を定めた市の営業許認可を要する。それに伴い、年に一度、事業許認可パテントを支払わねばならない。

第 8 章 二重課税防止条約

2020 年 1 月の現時点で、ボリビアが締結、批准した二重課税防止条約又は二国間協定は以下の通りである。

- アルゼンチン 1977 年 1 月 17 日の最高行政令により批准
- ドイツ 1993 年 2 月 18 日公布の法律第 1462 号により批准
- スペイン 1997 年 12 月 16 日公布の法律第 1816 号により批准
- フランス 1995 年 6 月 31 日公布の法律第 1655 号により批准
- 英国 1995 年 7 月 11 日公布の法律第 1643 号により批准
- スエーデン 1995 年 7 月 13 日公布の法律第 1645 号により批准
- この外、アンデス共同体の加盟国としてコロンビア、ペルー、エクアドルと共に共同体決議第 40 号、578 号及び 599 号を採択している。

第9章 知的財産権の保護

1. ポリビア知的財産局（SENAPI）

ポリビアにおける知的財産権の保護はポリビア知的財産局（Servicio Nacional de Propiedad Intelectual – SENAPI）の管轄である。知的財産権とは著作権及び産業財産権を含む総称である。産業財産権には、特許権、実用新案権、工業デザイン、商標権等が含まれる。

これらの知的財産権はポリビア法に基づき SENAPI に登録されたものはポリビア法の保護を受ける。SENAPI は、ポリビアにおいて国内および外国の所有者の知的財産権を保護する責任を負う。特許権、実用新案権、工業デザイン、商標権等の登録申請を許可または拒否する権限を持ち、健全な競争を確保し、権利所有者の商業活動を保証するだけでなく、消費者を保護する機能も果たしている。

2. 特許及び実用新案

特許制度は、産業上の用途を持つ発明をしたものに対し、その発明の公開の代償として、一定期間、その発明を独占的に実施できる特許権を国が与える制度である。この保護を与えるための基本的条件は、製品又は製造プロセスに関する、新規性又は進歩性があり、技術面で実質的に貢献する発明で産業応用が可能なものでなければならない。特許権の登録申請は、審査官による実質的な審査、分析を行った後、要件を満たす場合は登録が許可される。特許権はその保有者に対して 20 年間にわたり発明品の独占的、排他的な経済的利用権を与える。つまり、この間、特許権者はその発明品を生産販売し、第三者に特許権の使用ライセンスを付与する権利を有する。20 年経過後は、排他的利用権は失効する。

実用新案制度の保護対象は、物品の形状、構造又は組合せ、改善に限定される。実用新案には、これまで利用できなかった優位性、貢献、実用性または効果が必要である。単に美的な修正は実用新案とはみなされない。実用新案の保護は、実用新案登録の申請から 10 年間与えられる。この期間中、所有者は、実用新案の独占的、排他的な経済的利用権を有する。10 年間の経過後は、排他的利用権は失効する。

3. 商標

商標は、事業者が自己の商品やサービスを他社の製品やサービスと区別するために使用する、文字、図形、記号更には 3 次元の形状などからなるマーク、標章である。ポリビアでは、非伝統的な、匂いや独特の音などを含む商標も認められる。

商標の登録を取得するための主な要件は、同一または関連するサービスまたは製品用にすでに存在する登録に対して区別でき、特徴的であることである。既に登録されている商標と同一または類似の商標の登録が意図されている場合、登録の所有者は申請に反対し、消費者の混乱または関連を防ぐことができる。

同一または類似の商標の不正使用がなされた場合、所有者は独占的使用の権利の侵害を訴え、使用停止を要求することができる。

商標の保護は、登録日から 10 年間付与される。特許とは異なり、商標登録は 10 年間おきに無期限に更新できる。更新の猶予期間は 6 ヶ月となっている。

4. 商号

商号は会社や商人がその営業上自己を表示するために使用する名称である。商号は文字のみによって表現しなければならず、図形や記号等は商号にはならない。商号権は登録によって取得されるものではなく、市場で最初に使用したものが取得する。従って、商号はボリビア商法典に基づき、商業登記所で特定の商号で会社又は個人商人の登記を先に行ったものが優位になる。SENAPI に商号の登録を申請することもできるが、SENAPI の商号登録は一つの証拠に過ぎない。

5. その他の産業財産権

上記の知的財産権以外に、以下のものが登録できる。

- 工業デザイン
- 電子回路図
- 認証マーク
- 団体商標
- 商業スローガン
- 地理的表示
- 生産地商標

6. 知的財産権の保護に関する国際条約及び協定

ボリビアは 1883 年の工業所有権の保護に関するパリ条約を 1993 年 8 月 4 日に批准し、1993 年 11 月 4 日から施行している。

又、1994 年の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO 設立協定）を批准し、WTO 協定の一部である、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）にも署名した。

これ以外に、ボリビアはコロンビア、ペルー、エクアドルと共に、アンデス共同体の加盟国として 2000 年 12 月に発効した工業所有権に関する共通制度を制定するアンデス共同体決議第 486 号及び著作権に関する議決第 351 号を施行している。

ボリビア憲法によると、これらのボリビアが批准した国際条約及び協定はボリビア法の一部であり、一般法令よりも優先的に適用される。

第 10 章 銀行制度

序文

ボリビアにおける金融活動は 2013 年 8 月 21 日に公布された金融サービス法第 393 号、金融システムの監督局（ASFI – Autoridad de Supervisión del Sistema Financiero）が発行する規定集、1995 年 10 月 31 日公布の中央銀行法及び中央銀行理事会の決議及び規定によって規制されている。

金融サービス法の目的は、ボリビア国内で行われる金融仲介活動と金融サービスの提供、ならびに金融サービスを提供する金融機関の組織と運営を規制することである。また、金融消費者を保護し、金融システムの責任者としての国家の代表として、金融サービスの普遍性を確保し、国の経済社会開発政策を支援するための運営を指導することにある。

以上の金融サービス関係法により、ボリビアでは以下に記す様々な種類の銀行その他の金融機関¹²が認められているが、いずれの場合も、法律が定める要件を満たし、金融システムの監督局の認可を取得しなければ金融業を営むことはできない。

1. 金融機関の種類

- 民間開発銀行（Banco de Desarrollo Privado）は、一般銀行その他の金融機関及び一定の要件を満たす企業に対して融資及び技術支援を行い、ボリビア生産セクターを奨励することによってボリビア経済の発展を目指す機関である。一般市民からの普通預金を受けることはできないが、ボリビア国内の顧客からの一定の定期預金及び国際金融機関その他の金融機関からの融資等を資金源とする。
- マルチプル銀行（Banco Múltiple）は、一般市民及び企業からの預金を受け、全ての金融サービスを提供することができる銀行で、ボリビアの生産セクター及び国内工業能力の拡張に寄与し、ボリビア経済の発展に寄与することを目的とする。
- 中小企業金融銀行（Banco Pyme）は、一般市民及び企業からの預金を受け、零細企業を含む、中小企業への金融サービスの提供を行うことを専門とするが、全融資額の 30% を限度として大企業への融資もできる。
- 預金融資組合（Cooperativa de Ahorro y Crédito）には、公開組合と閉鎖組合がある。前者は、一般市民及び組合員から預金を受け、組合員に融資その他の金融サービスを行う。後者は、組合員のみから預金を受け、組合員のみ金融サービスを行う。
- 住宅金融機関（Entidad Financiera de Vivienda）は、一般市民から預金を受け、基本的に住宅購入、住宅建設のための土地購入、住宅建設、住宅改築、改造のため

¹² 例えば、民間金融仲介機関は民間開発銀行（Banco De Desarrollo Privado）、マルチプル銀行（Banco Múltiple）、中小企業金融銀行（Banco Pyme）、預金融資組合（Cooperativa de Ahorro y Crédito）、住宅金融機関（Entidad Financiera de Vivienda）、開発金融機関（Entidad Financiera de Desarrollo）、コミュニティ金融機関（Entidad Financiera Comunal）に分類される。これ以外に、補完的な金融サービス会社として、金融リース会社（Empresa de Arrendamiento Financiero）、ファクタリング会社（Empresas de Factoraje）、クレジットカード管理会社（Empresas de Administración de Tarjetas de Credito）等が認められている。

の融資を専門とし、一般消費その他の目的の融資は 25%を限度として行うことができる。

- 開発金融機関（Entidad Financiera de Desarrollo）は、金融サービスを提供する非営利法人で、教育、零細企業を含む中小企業の育成等を目的とする。
- 共同金融機関（Entidad Financiera Comunal）は、生産者共同体又はその他の共同体等が出資し、独立法人として設立し、共同ダイインに金融サービスを提供することを目的とする。

2. 補完的な金融サービス会社

- 金融リース会社（Empresa de Arrendamiento Financiero）は、金融リースを専門とし、顧客が必要とする設備を代わりに購入して、その顧客に貸し出しをするサービスを提供する。
- ファクタリング会社（Empresas de Factoraje）は、取引先企業(クライアント)が売掛先(カスタマー)に商品などを売って得た売掛債権や手形を割り引いて買い取り、その管理、回収を行うとともに、売掛先の信用を調査し、みずからの判断に基づいて貸倒れのリスクを引き受け、また売掛金に対する前払金融を行う。
- クレジットカード管理会社（Empresas de Administración de Tarjetas de Credito）は、クレジットカード加盟店の新規開拓や、既存加盟店を管理する役割を持つ。更に、加盟店の売上データ（クレジットカード利用情報）を受け取り、クレジットカード発行会社へと渡す、そしてクレジットカード発行会社から徴収した売上代金を、加盟店に受け渡すという役割も担っている。

外国で設立された銀行は、ボリビア法が定める要件を満たし、金融システムの監督局の認可を得て、ボリビア国内に支店を開設することができる。ボリビア国内で行う金融業については、金融サービス法その他の規定を順守しなければならない。

ボリビア法は、外国人がボリビア国内で銀行その他の金融機関を設立し、営業する場合、ボリビア人と同等の権利義務を認めている。

尚、マネーロンダリング防止政策の一環として、ボリビア国内の銀行あるいは金融機関で銀行口座を開設する場合、ボリビア国に居住地を定め、ボリビア国が発行する外国人身分証明書を要する。

ボリビア法人の会社又は外国会社の支店がボリビアで銀行口座を開設する場合、下記の要件を満たさなければならない。

- ボリビア商業登記所での登記証明書
- 設立証書（株式会社は定款も要する）
- ボリビア商業登記所へ登記済みの公正証書による代理人への委任状（代理人は最低一人はボリビアに居住地を持つものでなければならない。外国人の場合、ボリビアの居住権を有し、ボリビア政府発行の外国人身分証明書を要する）
- 代理人の身分証明書

- （所在地を確認するための）事務所の賃貸借契約書又は売買契約書及び水道光熱費の領収書

3. 銀行決済制度化（Bancarización 制度）

ボリビア税法によると、会社あるいは商人が 50,000 ボリビアンソ（US\$7,184）以上の支払いを行う場合、ボリビア国内の銀行システムの支払い手段（小切手、銀行振り込み、クレジットカード等）を利用して決済しなければならない。この規定に違反して行われた支払いは税務計算上、会社経費として認められず原価及び費用としての損金算入、または税額削除は認められない。

第 11 章 証券取引

序文

ボリビアにおける証券取引は 1998 年 3 月 31 日に発効した証券取引法第 1834 号、1998 年 4 月 22 日発効の最高行政令第 25022 号によって公布された証券取引法細則及びボリビアの金融システムの監督機関である ASFI Autoridad de Supervisión del Sistema Financiero の証券取引に関する規定集によって規定されている。

証券取引法によると、証券取引所は、株式市場の組織化された継続的かつ迅速な公共インフラを確立し、証券市場の運営を効果的に実現するために必要な手段を提供することを目的としている。ボリビアで、現在運営が許可されている唯一の証券取引所はボリビア証券取引所である。

1. ボリビア証券取引所 (Bolsa Boliviana de Valores S.A. - BBV)

ボリビア証券取引所はラパスに所在地をおき、1976 年に株式会社として設立され、1989 年に営業を開始したラテンアメリカで最も新しい証券取引所である。

ボリビア証券取引所は、証券の買い手と売り手を代表するブローカーの売買注文を、自ら開設する市場に集中させることによって、需給を統合させ、証券の継続的な市場流通性を高めるとともに公正かつ適切な価格形成を図るという役割を担っている。

ボリビア証券取引所の特徴は取引される証券の 98%以上が社債、国債、市債、中央銀行手形、ストックノート（ストック約束手形）等の確定利付証券で、株式等の不確定利付証券の取引は 2%弱である。

ボリビア証券取引所の上場企業数は 127 社で、2019 年の取引総額は US\$11,878,624,938 であった。その内、確定利付証券の取引額は US\$11,744,548,244 で、不確定利付証券の取引額は US\$134,076,694 であった。

第 12 章 会計と会計監査

序文

ボリビア商法典は、すべての商人（会社を含む）に、その企業活動、形態、重要性に応じて、適切な会計帳簿、計算書類を作成し、保持する義務を定めている。計算書類はボリビアの公認会計士によって作成されなければならないが、その責任は会社の法定代理人または商人当事者との連帯責任になる。中企業又は大企業の場合は、社員として公認会計士を複数名雇い、社内会計を任せることが通常であるが、小企業又は中企業の一部では、外部の公認会計士をコンサルタントとして雇うこともある。

ボリビアでは、ボリビア監査人及び公認会計士協会の全国監査/会計評議会によって承認されたボリビア会計基準（Normas de Contabilidad Nacional）が適用されている。更に、銀行その他の金融機関、石油ガス会社、電力会社、航空会社、電気通信会社等の、特殊法令で規制されており、特殊な監督局の管轄にある企業は、それぞれの関係法令の定める会計基準を適用しなければならない。

1. 法定の計算書類

1. 売上高又は年間総収入が Bs1,200,000（US\$172,413.79）未満の納税者は以下の財務諸表を作成し、提出する義務がある。
 - 貸借対照表（バランスシート）
 - 損益計算書（損益）
 - 資産進化計算書 資産の進化の状態
 - 財務状況の変更またはキャッシュフロー計算書
 - 財務諸表に関する注記
2. 売上高又は年間総収入が Bs1,200,000（US\$172,413.79）以上の納税者は上記 1. の財務諸表以外に以下の計算書類を作成し、提出する義務がある。
 - 補足的な税務情報
 - 外部監査人および税務監査人の意見書 これは、会社が作成した会計書類を、外部の独立した会計監査事務所又は会計監査人に監査してもらい意見書を発行してもらう。

2. 法定の会計帳簿

商法典によると、会社を含むすべての商人は以下の主要会計帳簿を作成し、保持しなければならない。

- 日記帳
- 総勘定元帳
- 在庫帳
- 貸借対照表

商人は、必要に応じて外の補助簿を作成し保持することができる。

3. 税務申告に要するその他の帳簿

上記帳簿以外に、税務申告のために以下の帳簿を作成し、保持しなければならない。

- 買物 IVA（付加価値税）帳簿 (Libro de Compras IVA) この帳簿には、国税庁承認の領収書付きの買物を計上する。
- 販売 IVA（付加価値税）帳簿 (Libro de Ventas IVA) この帳簿には、国税庁承認の領収書付きの販売を計上する。毎月、前月の IVA（付加価値税）の申告をしなければならないが、その計算は販売総額の 13%になるが、その月に行った買物総額の 13%に当たる付加価値税と相殺し、残額を納税する。
- 少額販売日記帳(Libro Diario de Ventas Menores) この補助帳簿には Bs5 以下の国税庁登録の領収書なしでの販売を記載する。
- 銀行決済制度化（Bancarización 制度）の補助帳簿 この帳簿には Bs50,000 以上の銀行決済の支払いを記載する。

4. 業種別会計年度

会計年度	企業分野
4月1日 - 3月31日	工業及び石油ガス会社
7月1日 - 6月30日	天然ゴム会社、ナッツ会社、農業、牧畜企業及び農産物工業
10月1日 - 9月30日	鉱山会社
1月1日 - 12月31日	一般商業会社、銀行、保険会社、一般サービス業者、及び上記のいずれの分野にも含まれていない会社。



独立行政法人国際協力機構（JICA）ボリビア事務所
住所：Calle 22 N° 8232, Edif. Centro Empresarial Calacoto,
Piso 1 – Zona Calacoto, La Paz-Bolivia
Tel: +591-2-212-8181 / Fax: +591-2-211-4278